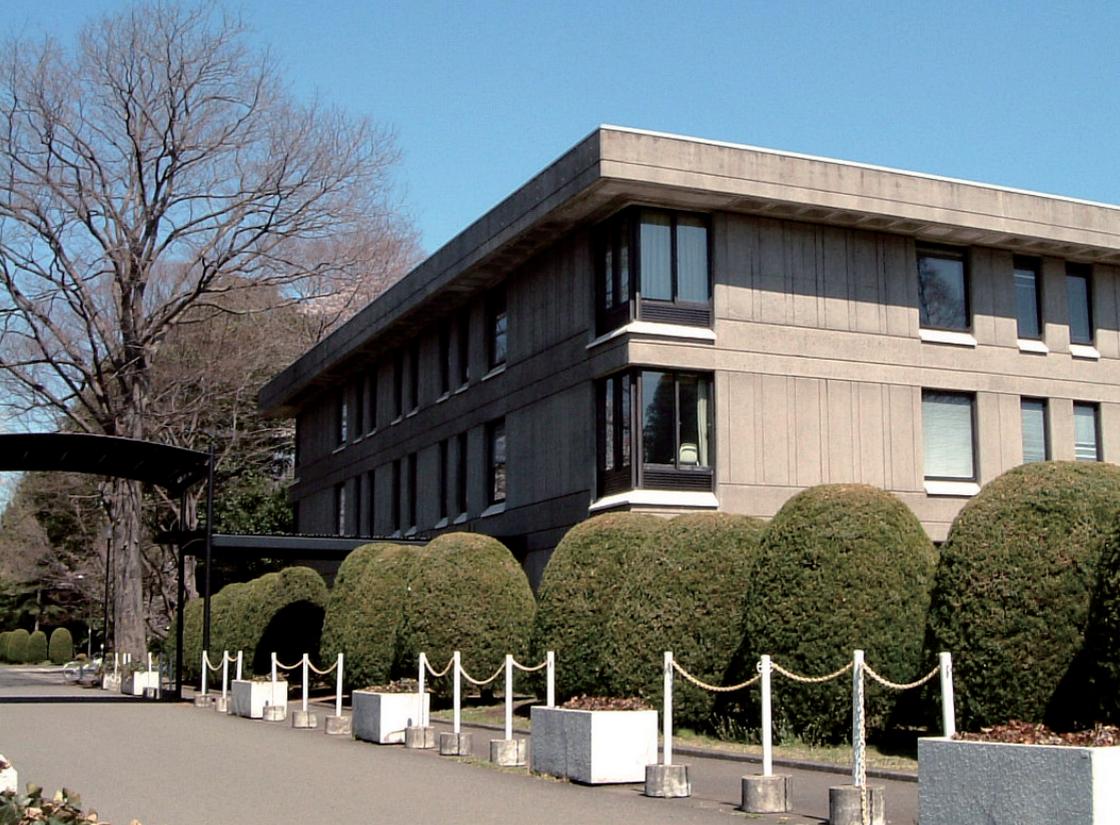


# Gender and Sexuality

Journal of the Center for Gender Studies, ICU

# CGS

Center for Gender Studies  
International Christian University  
Tokyo.....Asia



- CGSは、教育研究棟（ERB）3階301にあります。開室時間は平日12～16時です（大学暦に準じた休業日や臨時閉室日があります）。
- 図書・映像資料は一部を除いて貸し出し可能です（要登録）。
- CGS is located in Room 301 on the 3<sup>rd</sup> floor of the ERB building. It is open from 12:00 to 16:00, Monday to Friday, except when the university is closed.
- We provide books and audio-visual materials related to Gender and Sexuality Studies.



## 目次

## 研究ノート

「萌え絵問題」から「対人性愛問題」へ  
 ——二次元性愛の抹消とトランスジェンダー差別の  
 結びつきを踏まえて

松浦優 1

## 2023年度 ジェンダー・セクシュアリティ研究レインボー賞受賞論文

2023年度ジェンダー・セクシュアリティ研究レインボー賞受賞論文  
 について

オリビエ・アムール＝マヤール  
 クリストファー・ボンディ  
 生駒夏美

25

「ポリアモリー」概念における人種主義と植民地主義  
 ——モノガミー制度上でのポリガミーの排除に着目して

中村桃子 29

同性間パートナーシップにおいて生じる課題感及び  
 それらを解決しうる制度の検討  
 ——日本国内のパートナーシップ宣誓制度に関する  
 質的調査研究を通して

ズャーリッチまりや 35

## 追悼

ベヴァリー・F. M. カレン教授を偲んで

39





## ジェンダー研究センター（CGS）2024年度イベント報告

特例法の行方：

トランスの性別承認をめぐるパラダイムシフト

コーディネーター：小西優実 43

## 書評

石原真衣・村上靖彦. (2024). 岩波書店.

『アイヌがまなざす：痛みを聞くとき』

土屋和代・井坂里穂編著. (2024). 東京大学出版会.

『インターセクショナリティ：現代世界を織りなす力学』

加藤恵津子 59

## ジェンダー研究センター（CGS）2024年度活動報告

65

## 付記

執筆者紹介 82

CGS所員リスト 83

第21号投稿規程 86

編集後記 93

# CONTENTS

From the “Moe-Image Issue” to the “Human-oriented Sexualism Issue”: Considering the Connection Between the Erasure of Nijigen Sexuality and Discrimination Against Transgender People Yuu Matsuura	1
<b>AY2023 Rainbow Award for Gender and Sexuality Studies Recipient</b>	
The Rainbow Award for Gender and Sexuality Studies in AY 2023 Olivier AMMOUR-MAYEUR Christopher BONDY Natsumi IKOMA	25
Racism and Colonialism in the Concept of “Polyamory”: Focusing on the Exclusion of Polygamy in the Monogamous System Toko NAKAMURA	29
Hardships of Same-sex Partnership and The Examination of Effective Social Systems: Based on Qualitative Sociological Research about the Partnership System in Japan Marija ZJALIC	35
<b>Eulogy</b> A Eulogy to Professor Beverley F. M. Curran	39



## CGS Events Reports

- The Future of the GID Act:  
A Paradigm Shift in Trans People's Gender Recognition  
Coordinator: Yuumi Konishi 43

## Book Review

- Ishihara, M., & Murakami, Y. (Eds.). (2024).  
*Ainu ga manazasu: Itami no koe o kiku toki.*  
Iwanami Shoten.  
Tsuchiya, K., & Isaka, R. (Eds.). (2024).  
*Intāsekushonaritei: Gendai sekai o orinasu rikigaku.*  
Tōkyō Daigaku Shuppan Kai.  
Etsuko Kato 59

## AY 2024 CGS Activity Reports 65

## Notes

- Author Profile 82  
Members of the Center for Gender Studies 83  
Journal Regulations for Vol. 21 86  
Postscript from the Editor 93

研究ノート

## 「萌え絵問題」から「対人性愛問題」へ ——二次元性愛の抹消とトランスジェンダー差別の 結びつきを踏まえて

松浦優

### 要旨

近年では、架空のキャラクターへ惹かれるフィクトセクシュアルについても、フェミニズムやクィアの立場から研究やアクティヴィズムが展開されている。とくに二次元キャラクターへ性的に惹かれるセクシュアリティ（二次元性愛）が、生身の人間に惹かれるセクシュアリティ（対人性愛）とは異なるものとして成立していることが論じられてきた。本稿では、二次元性愛の存在を抹消する構造的問題を理論的に精緻化するとともに、その構造がトランスジェンダー差別と結びついていることを明らかにする。

これまでの研究では、「対人性愛中心主義」がバトラーの言う「〈字義どおり化〉という幻想」の構成要素であると論じられてきた。しかし、二次元の女性キャラクターが人間の女性と同じ「女性」であるということを所与の前提とする発想については、「問題含みなジェンダー本質主義」として批判されてきたものの、その具体的な内実が示されてこなかった。

これを踏まえて、本稿では「ヒューマノジェンダリズム」という「正当なジェンダーは生物種としての人間によって例化ないし実体化されるものだ」という考え方」の問題に注目する。これはシスジェンダリズムの問題提起を人間中心的な枠組みから拡張するものである。

対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムは、二次元の性的創作物のキャラクターを「字義どおり」の人間と同一視させることによって、二次元の性的創作物が三次元の人間に対する性的欲望を再生産することを可能ならしめるとともに、二次元性愛の抹消を生じさせるものである。つまり女性の抑圧と二次元性愛の抹消は同じ構造に根ざしているのである。しかしこの問題は、従来のフェミニ

ズムにおいてさえ見落とされてきたものであり、その見落としは、フェミニズムの名のもとに行われるトランスジェンダー差別とも結びついている。このことを、いわゆる「萌え絵」批判に関する分析を通して明らかにする。

#### キーワード：

表象主義批判、ポストヒューマニズムのパフォーマティヴィティ、対人性愛中心主義、ヒューマノジェンダリズム、クィア理論

## 1 はじめに

性的マイノリティをめぐるのは、LGBTの可視化が進むにつれて、それ以外の性的マイノリティについても議論が進み始めている。近年ではその一例として、架空のキャラクターへ惹かれる性的アイデンティティとして、フィクトセクシュアル (fictosexuality) という言葉が使われるようになっており、現在ではフェミニズムやクィアの立場からのアクティヴィズム団体も設立されている (廖&松浦, 2024)。

後述するように、フィクトセクシュアルに関する議論では、現実の生身の人間との性愛を「望ましい」性愛とみなす規範や、二次元キャラクターと人間のジェンダーを「同じ」ジェンダーとみなす規範に対して、批判が提起されている。こうした問題提起は、セクシュアリティとフィクションの関係、ひいては非-人間との関係について再考することを促すものである。本稿では、この問題提起をもとに、強制的 (異) 性愛や性別二元論といったジェンダー/セクシュアリティに関する支配的な規範を捉えるための理論的枠組みを検討し、従来のフェミニズムにおける人間中心の議論を批判的に再考する。

## 2 背景——「二次元」を真剣に受け取る

### 2-1 クィア・スタディーズの一環としてのフィクトセクシュアル研究

フィクトセクシュアルとは、「①架空の性的表現を愛好しつつも実在の他者には性的惹かれを経験しないということ、あるいは②「性愛」や「恋愛」として一

般的に想定されるような営みを架空のキャラクターと行いたいと感じること」というセクシュアリティである（松浦, 2021b, p. 73）。

フィクトセクシュアルについては、ウェブ言説を対象とする調査や（Karhulahti & Välisalo, 2021; 松浦, 2021b）、当事者へのインタビュー調査がある（松浦, 2021a; 廖, 2024）。本稿にとって重要なのは、フィクトセクシュアルに対する差別やスティグマの存在が指摘されていることと、フィクトセクシュアルの人々の実践にクィアな攪乱が見出されていることである。

英語圏のウェブ言説の分析では、フィクトセクシュアルのなかには、他人からスティグマ化されることに不安を抱いている人もいると指摘されている（Karhulahti & Välisalo, 2021）。また、日本においてもフィクトセクシュアルに対する差別的な言説が見られる（松浦, 2021b）。とりわけ生身の人間への性的惹かれを経験しない人の場合、アセクシュアルと同じ仕方でも周縁化されることがある（松浦, 2021a）。性愛は現実の人間と実践するものだという思い込みのもとで生じる差別があると言える。

また、こうした人々が存在するということは、生身の人間とは異なる存在への性的欲望が成立しているということでもある。実際に近年の調査では、二次元の性的創作物を愛好しつつ生身の（三次元の）人間には性的に惹かれない人々が存在することが示されており、そこから強制的（異）性愛を問い直す議論が提起されている<sup>1</sup>（Miles, 2020; 松浦, 2021a）。こうしたセクシュアリティが現に存在しているということは、人間を性的欲望の対象とすることは決して自明ではないということ暴露するものであり、対人性愛を脱自然化するものである。

二次元という概念は、アニメ的あるいはマンガ的な表現様式やジャンルを表すものだと考えられがちである。しかし、二次元という概念を単なる「フィクション」の同義語と捉えたり、単に特殊な表現様式で人間を描いたものだと捉えたりすると、人間とは異なる存在を欲望している二次元性愛<sup>2</sup>について理解できなく

<sup>1</sup> 三次元の人間に対する欲望とは異なるセクシュアリティが成立しているという事実は、二次元のみに惹かれる人々の存在だけでなく、二次元と三次元の両方に惹かれるものの両者を異なるものとして経験している人々の存在からも見て取れる。

<sup>2</sup> 本稿では「二次元性愛」を「生身の人間とは異なる存在として二次元のキャラクターや物語を性的に欲望すること」という意味で用いる。そのため、二次元の存在のみに性的に惹かれる人だけでなく、二次元と三次元の両方に惹かれつつも両者が乖離している人も含まれる。またアイデンティティによる定義ではないため、「二次元性愛者」や

なる。二次元とは、生身の人間や人間の生活世界とは異なる存在物を名指す、存在論的カテゴリーとして理解する必要がある（松浦, 2022）。

二次元の（性的）創作物は、歴史的には人間を描く表現から派生したものと見えるが、にもかかわらず、人間とは異なる存在を性的に欲望するセクシュアリティを現に成立させている。そして現在では、対人性愛を相対化する議論が、アセクシュアルと共鳴する形で、二次元性愛の立場から提起されているのである（Miles, 2020; 松浦, 2021b, 2022）。

このことはジェンダーの論点とも密接に関わる。たとえばVRなどで用いられるアニメ的な「美少女アバター」に関する研究では、二次元の女性キャラクターが人間の女性と同じ意味で「女性」であるというのは自明ではない、と指摘されている（Bredikhina, 2021）。「バーチャル美少女（への欲望）が生身の人間（への欲望）と本質的に結びついているとする発想」では、上記のような二次元性愛の存在や、二次元キャラクターと人間のジェンダーが「同じ」ではないという現象が、「理解不能になってしまう」のである（松浦, 2022, p. 71）。

このように、二次元の女性キャラクターは人間-女性とは異なる存在になりうるものであり、それに対する欲望も人間-女性に対する欲望とは異なるものになりうる。そして実際に、二次元の女性キャラクターは「字義どおり」の「女性」ではない、という事態が現に生じている。このことは、ジェンダーは「生物学的」な身体にもとづく二元論的なカテゴリーだという想定を問い直すものであり、生身の人間を指向するセクシュアリティを相対化することによって、生身の人間（とくに女性）を性的対象化する文化を掘り崩すものである。しかしこうした攪乱を抹消し、二次元性愛の存在を実質的に否定する規範がある。そのひとつが対人性愛中心主義である。

---

「フィクトセクシュアル」などと自認していない人も含まれる。

このように暫定的に定義する理由は、本稿の主題が当事者のアイデンティティや実践ではなく、対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムという構造的問題だからである。なお、対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムへの批判は、上記のような二次元と三次元の両方に惹かれる人がいるとしても、依然として成立可能であり、かつ必要なものである。このことは、バイセクシュアルの存在を引き合いに出すことで異性愛規範への批判を無効化しようとするのがナンセンスである、ということから理解できるだろう。

## 2-2 「〈字義どおり化〉という幻想」としての対人性愛中心主義

対人性愛とは、生身の人間へ性的に惹かれるという、性的マジョリティを名指す概念である。これは「二次元の性的表現を愛好しつつ、現実の他者への性的惹かれを経験しない」人々の立場から草の根的に使われるようになった造語である（松浦, 2021b）。これを踏まえて、対人性愛を「望ましい」セクシュアリティとみなす規範を、対人性愛中心主義と呼ぶ（松浦, 2021b）。対人性愛中心主義的な状況のもとで、二次元性愛は差別や周縁化を被っているのである（松浦, 2021b）。

対人性愛中心主義は、バトラーの言う「〈字義どおり化〉という幻想」を構成する要素として位置づけられる（松浦, 2022）。〈字義どおり化〉という幻想とは、「解剖学的」なセックスと、「自然なアイデンティティ」としてのジェンダーと、「自然な欲望」としての異性愛が必然的に結びついているという思い込みのことである（Butler, 1990/1999, p. 135）。言い換えれば、性別二元論やシスジェンダー中心主義と異性愛規範が相互に結びついている状況を表す概念である。

しかしバトラーの図式だけでは、異性愛規範では説明できないタイプの、誰もが性的な対人関係を欲するはずだという思い込みの問題を捉え損ねてしまう。この点に問題提起をするのが対人性愛中心主義という概念である<sup>3</sup>。この概念はジェンダーとセクシュアリティの関係を精緻化するものでもある。すなわち、性別二元論と対人性愛中心主義が結びつくことによって、異性愛規範が構成されるのである。このように、異性愛規範と対人性愛中心主義が同じ構造に根差していることが論じられてきた（松浦, 2022）。

## 2-3 対人性愛中心主義批判の課題

ただし、これまでの対人性愛中心主義批判では、二次元をめぐるセクシュアリティについては理論化されているものの、二次元の存在のジェンダーについては十分に理論化されていない。たとえば松浦は、二次元の女性キャラクターが人間－女性と同じ「女性」であるということを所与の前提とする発想を、「問題含

<sup>3</sup> 同じく異性愛規範だけでは表せない問題として、強制的性愛（Gupta, 2015）や恋愛伴侶規範（Brake, 2012/2019）なども挙げられる。なお対人性愛中心主義への批判は、強制的性愛や恋愛伴侶規範への批判を含む形で主張されている（松浦, 2021b）。

みなジェンダー本質主義」と批判しているが（松浦, 2022, p. 72）、この「ジェンダー本質主義」の詳細については説明がない。

また、二次元の女性キャラクターは人間-女性とは異なる存在になりうるということについても、明確な理論的説明がなされていない。この問題は、二次元の物質性とジェンダーの物質性に関する考察の欠如によって生じているものである。二次元キャラクターは画面や描線によって構成されており、人間とは異なる仕方では物質化されている。しかし、このことがジェンダーの物質化においてもたらず効果は、従来の議論では見落とされてきた。

### 3 ヒューマノジェンダリズム——実体／表象という二分法的序列化

以上を踏まえて、本節ではジェンダーの物質性をめぐる議論を参照しつつ、「二次元のジェンダー」の物質性が抹消される問題について考察する。後述するように、シスジェンダーという特定の人間の身体のみをジェンダーの「物質的基盤」とみなす発想のもとで、トランスジェンダーの身体の物質性が否定されてきた。この発想は、人間以外の存在によるジェンダーの物質化を否定するものでもあり、これこそが先述した「問題含みなジェンダー本質主義」である。以下ではこの問題を説明するため、まずシスジェンダリズム（シスジェンダー中心主義）について手短に触れたうえで、二次元性愛を抹消するジェンダー規範として「ヒューマノジェンダリズム」を説明する。そのうえで、ヒューマノジェンダリズムが異性愛規範やシスジェンダリズムと結びついていることを示す<sup>4</sup>。

#### 3-1 表象主義としてのシスジェンダリズム

トランスジェンダーの立場からは、ジェンダーをめぐる従来の議論において「トランスの物質性」が抹消されてきたという問題提起がなされている（藤高, 2024a）。トランス排除的な議論は、シスジェンダーの人間の身体こそがジェンダーの「物質的基盤」であると想定しつつ、それ以外の存在に帰属されたジェンダーを「偽物」「模倣」「単なる選択」などとみなして、その正当性を格下げ

<sup>4</sup> 「ヒューマノジェンダリズム」概念は廖&松浦（2024）で提示しているが、そこでの説明は簡素なマニフェスト的なものであるため、本稿で詳述する。そのため本稿の記述は廖&松浦（2024）と一部重複する。

してきた。いわばジェンダーに関する「物質的なものの位階秩序」（藤高, 2024a, p. 206）が前提とされており、それによってトランスの人々の経験や存在が否定されてきたのである。

このような「物質的なものの位階秩序」への批判として提起されたのが、シスジェンダリズムやシスセクシズムという概念である（Lennon & Mistler, 2014）。ジュリア・セラーノの説明を借りれば、これは「トランスセクシュアル自身がアイデンティティとするジェンダーは、〈シスセクシュアル〉（……）のジェンダーに比べて劣っている、あるいは本物度が低いとする考え方」である（Serano, 2007/2023, p. 38）。シスジェンダリズムは性差別（sexism）には還元できないものである<sup>5</sup>。すなわち、性差別という概念は二項対立的な男性／女性のカテゴリにもとづく抑圧のみを指し示すのに対して、シスジェンダリズムは男性であることと結びついた権力だけでなくシスジェンダーであることと結びついた権力をも問題化する概念である（Lennon & Mistler, 2014, pp. 63-64）。

シスジェンダリズムは、シスジェンダーの身体をジェンダーの実体とみなしつつ、トランスジェンダーの身体や実践をジェンダーに関する誤った表象とみなすものである。そのためシスジェンダリズムは、カレン・バラッドの言う「表象主義」の一例として位置づけることができる。ここで言う表象主義とは、「表象とそれが表象すると称するものとの間の存在論的な区別」を自明視する発想であり（Barad, 2007/2023, p. 70）、言い換えれば表象／実体という二分法を前提とする発想である。具体例として、文化／自然、言説／物質、ジェンダー／セックスなどの二分法を前提とする発想が挙げられる。表象主義は、反射＝反映という「光学的メタファー」（Barad, 2007/2023, p. 116）に依拠した思考をもたらすものであり、それによって微細な物質的差異化の契機を抹消するものである。

バラッドが論じているように、ジェンダーに関する表象主義を批判した先駆的な論者として、ジュディス・バトラーが位置づけられる（Barad, 2007/2023, p. 70）。バトラーは、レズビアンにおけるブッチ／フェムは単なる規範的異性

<sup>5</sup> もちろんシスジェンダリズムやシスセクシズムは性差別と完全に独立しているわけではない。たとえばセラーノは、シスセクシズムがトランスフォビアやホモフォビアと同様に「二項対立的セクシズム」という「女と男はそれぞれがユニークで重複しないひとそろいの属性、適性、能力、欲求をもつ、厳格かつ相互排除的なカテゴリーだとする考え方」に根差していると指摘している（Serano, 2007/2023, p. 39）。

愛の反映や模倣や再生産ではなく、むしろ異性愛を「自然」なものともみならず方を問題化するものだと論じている (Butler, 1990/1999, p. 219)。またバトラーは「女性性は女のものだという仮定」を痛烈に批判しつつ、「ゲイが女性性を<sup>アプロプリエーション</sup>奪取」する実践を「女性性を植民地的に<sup>アプロプリエーション</sup>「取り込む」もの」ではなくジェンダー・カテゴリーを不安定化させる実践として評価している (Butler, 1990/1999, p. 218)。後者の事例はトランスジェンダーに直接言及するものではないが、藤高和輝が指摘しているように、トランス排除言説への批判として引き継ぐことができるものである (藤高, 2024a, p. 85)

バトラーの理論は、規範的な男らしさ／女らしさや異性愛に似た実践であっても、誰がどのような文脈で実践するかによって、その実践がもたらす効果は変わりうるということを捉えている。こうした実践を、単なる規範的実践の反映や表象と決めつけるべきではない。そのような決めつけは、むしろ規範的な「物質的なものの位階秩序」を固定化するものであり、マイノリティの実践や存在を抹消するものだからである。

### 3-2 物質的攪乱——ディルド、そして二次元

とはいえバラッドが指摘するように、バトラーの理論は「人間身体の物質化」の説明に議論が限定されている (Barad, 2007/2023, p. 185)。そのためバラッドは、バトラー的なパフォーマティヴィティ論を人間以外の存在にまで拡張する。すなわち、「物質」とは「物質化が進行している最中の現象」であり、人間の身体だけでなくあらゆる物質的存在が「世界の反覆的な内部作用、そのパフォーマティヴィティを通じて問題＝物質となる」と理論化する (Barad, 2007/2023, pp. 185-186 強調省略)。

このようなポストヒューマニズム的なパフォーマティヴィティがもたらす攪乱の例として、ポール・B・プレシアドのディルド論を位置づけることができる。ディルドもブッチ／フェムと同じく、「レズビアン<sup>の</sup> (さらには女性の) セクシュアリティに男性の欲望を投影する」ものとしてフェミニズムの内部で批判されていた (Preciado, 2018/2022, p. 86)。しかしこのような批判は、あらゆる「ファルス表象」を「女性やレズビアンに対する異性愛主義権力の復活と同義」なものともみならず誤謬を犯しており (Preciado, 2018/2022, p. 90)、否定神学ならぬ

「否定－性科学」(Preciado, 2018/2022, p. 100) に陥っている。

これに対してプレシアドは、「ディルドは、それが模倣すると想定された器官に連結していないため、セックスをその「真正な」起源から逸脱させる」と主張する (Preciado, 2018/2022, p. 98)。ディルドにとっての「起源」とされるペニスや「自然」なもののみなされる規範的異性愛とは異なるあり方を、ディルドは可能にする。このように、人間の身体的な実践だけでなく、ディルドのような身体から切り離されたモノもまた、規範的なジェンダー／セクシュアリティをずらす契機となりうるのである。

これと同様のことが二次元についても言える。従来の主流的なクィア理論では、人間による自己身体を用いた実践やアイデンティティ構築の実践が注目されてきた。テリ・シルヴィオ (Silvio, 2019) は、こうした実践に注目するパラダイムを「パフォーマンス」のパラダイムと呼び、その例としてバトラーのパフォーマティヴィティ論を挙げている<sup>6</sup>。主流的なクィア・スタディーズでは、人間に帰属されるジェンダーやセクシュアリティが議論されがちであったため、こうした「パフォーマンス」的な実践に議論が偏ってきた。

しかし二次元キャラクターの構築は、自己を構築する実践ではなく、生身の人間とは異なる存在に魂を吹き込む実践である。このタイプの実践を、シルヴィオは「アニメーション」と概念化した (Silvio, 2019)。松浦はこれを踏まえうえで、人間の身体的実践がもたらすものとは異なるタイプの攪乱が、「非－人間的アクター (記号・言語、メディアの物質性など) がもたらさずれ」によって引き起こされうると指摘する。それこそが、「以前には存在しなかったカテゴリーの存在物をアニメーションによって構築することを通して、知覚の仕方や欲望のあり方を変容させる」という「アニメーション的な誤配による攪乱」である (松浦, 2022, p. 68 強調省略)。

これによって生じる「ジェンダー・トラブル」の一例が、「二次元美少女を生身の女性とは異なるカテゴリーの存在物とする認識」が成立するという現象である (松浦, 2022, p. 68)。これは「女性性のステレオタイプとしてアニメートさ

<sup>6</sup> シルヴィオはバトラーを「パフォーマンス」のパラダイムに位置づけ、「アニメーション」から切り離している。しかしアニメーションはバラッド的なポストヒューマニズム的のパフォーマティヴィティの一種とみなすほうがよい。

れた」ものでありながら、にもかかわらず「女性から切り離されて独立し、女性とは異なる存在物になる」という動的な変容である<sup>7</sup>(松浦, 2022, p. 68 強調省略)。このような現象は、「異なる内部作用は異なる現象を生み出す」(Barad, 2007/2023, p. 82) というバラッドの指摘とも対応している。つまりこうした攪乱は、生身の人間の身体とは異なる仕方ではジェンダーが物質化されることによって生じるずれなのである。そして二次元性愛の成立もこの一環として位置づけることができる。先述した調査が示しているように、こうした攪乱は単なる理論的な思弁ではなく、現に生じているものなのである。

### 3-3 ヒューマノジェンダリズム

とはいえすでに説明したように、こうした攪乱を抹消する規範の存在が指摘されている。バラッドに倣って言えば、「問題=物質となることから排除される身体=物体」(Barad, 2007/2023, p. 82) をめぐる、構成的排除の問題である。

「二次元キャラクターが字義どおりには人間ではない」という存在論的差異がどうしてもいいことだと他者から認識されると、「キャラクター性愛者」は単なる異性愛者あるいは同性愛者とみなされてしまい、実質的に存在を抹消される。また美少女アバター実践も同様に、単に女性を模倣しているものとみなされてしまう。(松浦, 2022, pp. 68-69)。

これまでの研究では、上記のような抹消をもたらす構造的な問題として「〈字義どおり化〉という幻想」を再概念化し、その構成要素として「対人性愛中心主義」を位置づけてきた(松浦, 2022)。しかし本稿で強調したいのは、「〈字義どおり化〉という幻想」を構成するもうひとつの要素として、ヒューマノジェンダリズムと呼ぶべき問題が存在することである(廖&松浦, 2024)。

ヒューマノジェンダリズム (humanogenderism) とは、正当なジェンダーは生物種としての人間によって例化ないし実体化されるものだという考え方である。ジェンダーを帰属されるのは人間のみであり、いわば人間のみがジェンダー

<sup>7</sup> これはまさにパトラー的な、「『二つのジェンダー』がその特権的な意味を失ってしまうくらいジェンダーを増やそう、という戦略」(藤高, 2024b, p. 155) である。

を持つ存在とされる。そして人間以外の存在がジェンダー化される時、そのジェンダー化された事物は人間のジェンダーを指し示す表象として取り扱われる。言い換えれば、人間以外の存在がジェンダーを「持っている」場合、その存在は単なる人間の男性／人間の女性の模倣やコピーとして、付随的な存在として扱われるのである。

もちろん、人々が人間以外の存在にジェンダーを帰属することはあるだろう（西條, 2019）。しかしそのような実践を解釈するには往々にして、ジェンダーを帰属された対象が人間とは異なる存在であるということが無意味な要素として扱われている。ヒューマノジェンダリズムのもとでは、ジェンダーを担う存在の物質性が無意味化されてしまうのである。

ヒューマノジェンダリズムは、人間中心的な性別二元論であり、ジェンダーを生物種としての人間の身体へと縛り付けるものである。言い換えれば、これはジェンダーに関する表象主義であり、ある種の「生物学的」本質主義であり、そして「物質的なものの位階秩序」でもある。そしてこれはシスジェンダリズムや二項対立的セクシズムには還元できないものだが、それらが前提としているものなのである。

実際に、ヒューマノジェンダリズムは規範的なジェンダーやセクシュアリティのあり方を支えるために動員されることがある。たとえば、非ヒト動物の生殖活動に関するドキュメンタリー番組では、しばしば動物を粗雑に擬人化し、人間の社会におけるジェンダー規範を動物へ安易に投影することによって、規範的な生殖的異性愛が強調されてきた（Halberstam, 2011/2024, pp. 48-60）。そこではジェンダーやセクシュアリティに関する規範を再生産したり、オルタナティブなあり方の探究を抹消したりするものとして、ヒューマノジェンダリズムが機能しているのである。

さらにヒューマノジェンダリズムは性的マイノリティを周縁化するものである。たとえば対物性愛者のなかには、自身の愛する物に性別があると感じており、愛する物を「それ」(it)と呼ぶのは相手を格下げすることだと考えている、という人がいる（Terry, 2010, p. 38）。このような営みは、しばしば愛する物を「擬人化」しているとみなされる。しかし対物性愛者は物を通して人間を愛したり欲望したりしているのではなく、物そのものを指向している。にもかかわら

ず、物にジェンダーを帰属する営みは安易に「擬人化」とみなされ、対物性愛というあり方が抹消されてしまうのである。先述したデイルドや二次元の物質性が抹消される状況でも、これと同じことが起きていると言える。

#### 4 「反映」や「表象」とみなすアプローチに内在する構成的排除

ここまで論じてきたように、対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムは、二次元性愛の存在を抹消する規範であり、「アニメーション的な誤配による攪乱」を打ち消す力学である。そのため、対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムは、二次元の性的創作物が対人性愛を再生産することを可能にするものだと言い換えられる。本節では、こうした問題がフェミニズムにおいてさえ見落とされてきたことを確認し、その見落としがいかにか性的マイノリティを周縁化するものであるかを考察する。そのため本節では、主流的なフェミニズムにおける議論の特徴が明確に表れているトピックとして、「女性性」や「女性の表象」に関する議論に焦点を絞って議論を行う。

##### 4-1 いわゆる「萌え絵」批判

二次元の女性キャラクターを性的に強調して描いた創作物や、二次元の女性キャラクターを性的に被虐的に描いた創作物に対しては、フェミニズムの観点から批判がなされてきた<sup>8</sup>。たとえば、女性の身体を性的なものという意味づけるものだという批判や（小宮, 2019）、女性を性的モノ化するという批判（李, 2023）、あるいは男性の性差別的偏見や性加害行為を助長するという批判（森田, 2012; 李, 2023）がなされてきた。また、そのような創作物を目にした女性が精神的なストレスやダメージを負うという批判もなされてきた（森田, 2012; 小宮, 2019）。

これらの批判は、いずれも実写のポルノグラフィに対する批判や、自然主義的なヌード絵画への批判と同じ理論にもとづくものである。たとえばポルノグラフィは、「女性が何のために存在すると言われるか、どのようなものとして見られるか、どのようなものとして扱われるかを確立」したり、「女性に対して何が

<sup>8</sup> こうした議論の整理については、難波（2020）を参照。なお似たような批判は「性的」イメージの押しつけだけでなく、「可愛さ」や「受動的な性格」というイメージの押しつけに対してもなされてきた。ヒューマノジェンダリズム概念による問題提起は、こうした性的でないイメージの押しつけに関する議論にも当てはまるものである。

できるかという観点から、女性とは何であり、何でありうるかを構築」したり、「女性に対してできることという観点から、男性とは何であるかを構築」すると批判されてきた (MacKinnon, 1996, p. 25)。

あるいは、西洋美術における女性のヌード絵画は、「モノではないもの——つまり女性——をモノであるかのように、とくに、性的なモノであるかのように表象する」ことによって女性をモノとしてエロス化しているとして (Eaton, 2012, p. 286)、そして「表象された女性 (……) を第一義的に性的なモノとして『見る』」メイル・ゲイズ (male gaze) を再生産するとして (Eaton, 2012, p. 293)、批判されてきた。

先に挙げた批判は、いずれもこのような理論を二次元表現に適用するものである。しかしながら、このような理論はいずれも、人間－女性が構築される仕方を考察するものであり、人間とは異なる存在が構築される可能性を想定していないのである。

#### 4-2 「二次元か三次元かは関係がない」という構成的排除

ここで重要なのは、二次元の創作物に対するフェミニズム的な批判もまた対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムを自明のものとして温存してしまっているという問題である。上記のような批判では、二次元の創作物にも実写表現と同じ批判を適用できるという認識が、自明の前提になっている。なかには「二次元か三次元か」の区別は「フェミニズムによる表象批判とはあまり関係がない」と明言するものさえある (小宮, 2019, p. 236)。

「二次元の女性キャラクター」を構築する実践は、なぜ「人間の女性」の構築へと横滑りするのか。なぜ人間の女性が二次元の女性キャラクターを自分と「同じ女性」だと認識する状況が生じているのか。なぜ人間の女性と二次元の女性キャラクターとを結びつける「意味的連関」(小宮, 2019) が成立可能となるのか。従来の議論はいずれも、このような問いをあらかじめ排除しており、二次元性愛を抹消する構造の問題を無視してしまっているのである。

さらにこのことによって、従来のフェミニズム的な批判は、人間－女性と二次元の女性キャラクターが異なるジェンダーとなっていく可能性をあらかじめ締め出してしまっている。つまり皮肉なことに、従来のフェミニズム的表象批判は、

二次元の女性キャラクターを人間の女性と結びつける意味連関を、むしろ強化・再生産してしまっているのである。そして結果的に、対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムという、批判すべき問題にむしろ加担してしまっているのである。

従来のフェミニズム的な議論において、二次元の女性キャラクターは、単なる人間－女性の「表象」であると自明視されており、物質的な実体として認められていない。このような実体／表象という存在論的な序列化のもとで、「女性なるもの」は人間の女性のものだという問題含みな想定が持ち込まれ、結果的に生物学的の本質主義が暗に温存されてきたのである。そしてこの枠組みにおいて、二次元の女性キャラクターを欲望することは、あくまで二次元の創作物をとおして「人間」の「女性」を欲望しているのだと位置づけられてしまう<sup>9</sup>。論者の意図にかかわらず、「表象」分析的な枠組みは二次元の存在そのものを欲望するセクシュアリティを抹消するものなのである<sup>10</sup>。

#### 4-3 トランスフォビアとの結びつき——反差別のレトリックを動員する差別

さらに注目すべきは、二次元性愛の抹消は、トランスフォビアと同じ構造に根差しているという点である。これまで述べてきたように、二次元性愛とトランスジェンダーはいずれも「〈字義どおり化〉という幻想」のもとで周縁化されている。言い換えれば、いずれもジェンダーを「解剖学的」な「身体」によって基礎づけようとするイデオロギーによって、存在を否定されるものなのである<sup>11</sup>。

<sup>9</sup> ここでは、ヒューマノジェンダリズムによって対人性愛中心主義がもたらされるケースを説明したが、ヒューマノジェンダリズムのほうが対人性愛中心主義よりも根源的な構造だというわけではない。たとえば「性的欲望の対象は人間であるはずだ」という発想にもとづいて、「それならば二次元キャラクターは人間（の表象）だろう」という考えに至ることもある。ヒューマノジェンダリズムと対人性愛中心主義は、どちらか一方がより基礎的なものだというわけではない。

<sup>10</sup> 本節で指摘した問題は、二次元の性的創作物の法規制を求めない仕方での倫理的非難でも同様に生じるものである。つまり法規制に反対しながら二次元の性的創作物を「問題」とみえず主張にも含まれるものである。

<sup>11</sup> 個々人のレベルでは、二次元性愛を擁護しつつトランスジェンダーを差別する人もいるし、その逆もある。個々人が二次元性愛差別的言動やトランス差別的言動にいたる原因は多様であり、単一の要因で規定されるわけではない。本稿の主張は、二次元性愛差別とトランスジェンダー差別が構造的に同根であるということであり、片方のみを差別するのは一貫した立場として成立しえないということである。

実際に、レトリックのレベルにおいても、二次元性愛の抹消とトランスフォビアには同型の言説が見られる。そのひとつが、女性のモノ化<sup>12</sup>というレトリックである。トランス排除派フェミニストの代表的論者であるキャスリーン・ストック<sup>13</sup>は、女性をモノ化する文化が「トランスの女性を女性との関係で考える際の捉え方にも関係している」としたうえで、「女性をモノ化する文化的イメージ」が男性のオートガイネフィリアを助長すると主張している<sup>14</sup> (Stock, 2021)。これと同型のトランスフォビアのレトリックとして、美少女アニメがオートガイネフィリアを助長することによってトランス女性を生み出している、という言説がある<sup>15</sup>。これはトランスジェンダーと二次元性愛が同時に周縁化される一例にはかならない。

また、「女性性は『生物学的女性』のものだ」というレトリックも挙げられる。実際に、トランス女性も二次元の女性キャラクターを愛好する男性も、「男性」が女性性をアプロプリエーション 篡奪するものと非難されることがある。たとえばセラノが論じているように、トランス女性は「女」を戯画化しており、女性のステレオタイプを強化していると非難されることがある。あるいは、トランス女性は女性性を性的に欲望する男性だという主張も、トランス差別の常套句である (Serano, 2021)。これと同様に、「女性性の記号」を性的に欲望することを「女を性欲の道具としか見なさない」ミソジニーだとみなす発想にもとづいて (上野, 2018, pp. 11-12)、二次元の女性キャラクターを欲望することもまた「男権主義的な性幻想を再生産している」と非難されることがある (上野, 2018, p. 99)。

こうしたレトリックは、女性性は「女」(あるいは「シスジェンダーの人間-女性」)のものであり、「女」以外が女性性を流用することは差別だという構図になっている。そこでは女性性を物質化する仕方の多様さは決して認められず、むしろ女性性の意味やあり方が変容する可能性を打ち消してしまっている。つまり本稿3.2で挙げたような攪乱をあらかじめ締め出しているのである。そしてそのとき、トランス女性は「女性性を装う男性」とみなされ、二次元性愛は「ただの

<sup>12</sup> (性的)モノ化とは何かについては、鈴木 (2023) を参照。

<sup>13</sup> ストックのモノ化論は、たとえば李 (2023) でも参照されている。

<sup>14</sup> ストックに対する批判についてはセラノ (Serano, 2021) を参照。

<sup>15</sup> 「英語圏における「美少女アニメのせいでトランスジェンダーになる」言説の事例メモ」  
<https://mtwrmtwr.hatenablog.com/entry/2023/12/08/211602>, (2024年7月25日取得)。

対人（異）性愛」とみなされ、存在を抹消されるのである。

これに加えて、もうひとつの典型的なレトリックが、歴史的な経路依存関係を本質主義的な基礎づけ関係にすり替えるレトリックである。これは「なぜ女性性を使うことにこだわるのか」という非難として現れるものである。たとえばトランス排他的フェミニストからは、ジェンダーをなくすべきなのにトランス女性はむしろ「女性」というジェンダーを存続させている、と主張されることがある。あるいは古典的には、ブッチ／フェムを異性愛的価値観に囚われた存在とみなす非難も挙げられる。これと同様に、二次元の女性キャラクターは依然として現実の女性と有縁的なものであり、二次元の女性キャラクターへの欲望は人間－女性から切り離されてなどいないのではないかと疑問視されることがある（松浦, 2022, p. 71）。

しかしこのような疑念は、歴史的経路依存関係と、本質主義的基礎づけ関係を混同するものである。先述したように、二次元の性的表現は人間の性愛を描写する絵画やマンガから発展してきたものであり、その意味で歴史的には対人性愛文化のなかから生み出されたものであるが、それにもかかわらず、現在では二次元への欲望は対人性愛と異なるものとして成立している。歴史的な（必然的でない）関連性があるからといって、それが非－歴史的な本質であるとは言えないのである。

二次元の女性キャラクターと人間－女性には、歴史的な経路依存という意味での関係はあるが、しかし一方が他方を基礎づけるような関係ではないし、ましてや「女性」なるものの非－歴史的な本質が存在するわけではない。ジェンダーとセクシュアリティのあり方は変化に開かれており、その変化は現に生じている。そのような、現に存在する人々を抹消しない形での議論が必要なのである。

#### 4-4 「萌え絵問題」から「対人性愛問題」へ

二次元の性的創作物を愛好する営みは、あたかも（現実の）女性や子どもと対立するかのように論じられてきた（e.g. 李, 2023）。しかしそれは誤った対立図式であり、むしろ両者はともに、「〈字義どおり化〉という幻想」という同じ構造によって問題を背負わされているのである。すなわち、二次元の性的創作物のキャラクターを「字義どおり」の人間と同一視させることによって、二次元の性的創

作物が三次元の人間に対する性的欲望を再生産することを可能ならしめるとともに、二次元性愛の抹消を生じさせるものこそが、対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムの力学なのである。

二次元性愛の存在を抹消する規範と、二次元美少女を通して規範的な対人(異)性愛や女性の性的モノ化を再生産することを可能ならしめる規範は、同じものである。つまり女性の抑圧と二次元性愛の抹消は同じ構造にもとづく問題である。だからこそ、二次元性愛の運動とフェミニズムの運動は連帯するべきなのである。

にもかかわらず従来の議論では、対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムという問題が等閑視されたまま、二次元の性的創作物ばかりに非難が向けられてきた。このような疑似対立を避けるために、いわゆる「萌え絵」をめぐるフェミニズム的な論点は、対人性愛を基準とする社会がもたらす問題だということ認識する必要がある。言い換えれば、いわゆる「萌え絵問題」とされているものは、実際には「対人性愛問題」なのである。

二次元性愛は現に存在する。にもかかわらず、従来の議論では、対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムは所与の前提として暗に温存されており、あたかも性差別や異性愛規範のみが批判すべき「構造的な問題」であるかのように論じられ、そして二次元性愛の存在が実質的に否定されてきた。このような枠組みでの議論は、結果的に、二次元美少女を二項対立的セクシズムや異性愛規範と本質的に結びついたものとして扱うものとなってしまふ。そしてそれは、非対人性愛の存在を抹消し、二次元がもたらす攪乱を抹消し、異性愛規範や二項対立的セクシズムが揺らぐ可能性をあらかじめ抹消してしまうものなのである。

同時に強調しておきたいが、二次元性愛の抹消は決してフェミニズムだけの問題ではなく、反フェミニズム的な立場でも生じるものである。たとえば、仮に二次元性愛の承認が進んだとしても、二項対立的セクシズムが維持されたままでは、二次元の女性キャラクターを愛好する男性は「異性愛男性」としてホモソーシャルな集団で「承認」を得ることになるかもしれない。しかしそこでの「承認」は、あくまで対人(異)性愛に包摂することによるかきその「承認」ではない。そのとき、「承認」と引き換えに二次元であることの意義が抹消され、実質的に対人性愛中心主義が温存される。二次元性愛が真に二次元性愛として存

在することが可能となるためには、二項対立的セクシズムも批判しなければならない。言い換えれば、二次元性愛の周縁化を批判するためには、同時にフェミニズムでなければならないのである。この意味で、「二次元性愛を擁護する反フェミニズム」という立場には一貫性がないと言える<sup>16</sup>。

## 5 結論および本稿の射程

本稿では、二次元性愛を周縁化する規範として対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムを提示したうえで、これらをバトラーの「〈字義どおり化〉という幻想」やバラッドの「表象主義」の一環として位置づけた。二次元の性的創作物のキャラクターを「字義どおり」の人間ないし人間の「表象」として構築することによって、二次元の性的創作物が三次元の人間に対する性的欲望を再生産するという現象を可能ならしめるとともに、二次元性愛の抹消を生じさせるものこそが、対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムなのである。

だからこそ、仮に二次元の女性キャラクターを用いた創作物が問題含みなジェンダー規範や女性の性的モノ化を再生産するとしても、その原因として二次元の創作物を「問題」とみなすのは不適切である。そのような枠組みでの議論は、①ジェンダーやセクシュアリティに関する構造的問題を無視してしまう、②二次元性愛の存在を実質的に抹消してしまう、③二次元の性的創作物をめぐる文化が対人性愛を相対化する見方を生み出したという、現に生じている攪乱を抹消してしまう、④二次元の女性キャラクターを人間の女性と結びつける意味連関をむしろ強化してしまう、という点で問題含みなものである<sup>17</sup>。

現在の社会において「性的／恋愛の創作物ばかりが問いの対象にされる一方

<sup>16</sup> しばしば二次元の性的創作物を愛好することと反フェミニズムとが親和的なものとなっていると言われることがあるが、両者の親和性もまた決して本質的なものではない。重要なのは、両者の結びつきをいかにして断ち切るかである。本稿は、二次元の（一見すると「政治的に正しくない」と思われがちな）性的創作物を愛好するからといって、フェミニズムに対抗する必要はない、ということを明示するものである。その意味で本稿の作業は、人々がフェミニズムにたどり着く新たな経路を切り開くとともに、反フェミニズムに陥る筋道を断つものと言える。

<sup>17</sup> 対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムは、二次元の創作物を取り巻く「マクロな文脈」（難波, 2020）に属するものであり、二次元の創作物に関する議論全般に関連するものである。そのため本稿の結論は、たとえば広告表現か否か等を問わず適用されるべきものである。

で、対人性愛が自明視され続けている、という非対称性」（松浦, 2021b, p. 76）が強固に存在する、ということ直視しなければならない。また、対人性愛を基準とする価値判断を二次元性愛に当てはめようとするのは、二次元性愛の実践に即さないのみならず、二次元性愛の存在を否定することにつながるものである。さらに二次元性愛の抹消はトランスジェンダー差別と同じく「〈字義どおり化〉という幻想」に根ざしており、両者の差別には共通する論理も用いられている。従来の素朴な「萌え絵」批判が「フェミニズム」の名のもとに行われる差別に陥っていたのではないかと、という批判的な検討が必要である。

従来の議論では、「現実と虚構を区別すべき」という主張は、「虚構もまた現実の反映や表象なのだ」ということを理解していないものとして退けられてきた。しかしながら、「二次元の女性キャラクターは人間の女性の『表象』である」ということを不変の前提であるかのように考える見方は、虚構のキャラクターが人間とは存在論的に異なるものとなる可能性をあらかじめ抹消してしまい、対人性愛のみが「セクシュアリティ」という考慮すべきものなのだという発想を温存してしまうものなのである。

これは研究の方法論的な問題でもある。メディア表現に関するジェンダー／セクシュアリティ研究は、表象内容や表現のコード（およびその制作と受容における意味づけの仕方）を分析してきた。しかし表象や意味のみに着目するアプローチでは「方法論上不可避免的に（……）物質的な違いが関与するものを切り捨ててしまう」（松浦, 2024, p. 191）。つまりそのようなアプローチでは、二次元の存在を単なる表現とみなしてしまうことになり、二次元性愛の存在を抹消してしまうものである。この問題を避けるためには、二次元というカテゴリーのものが存在する、という物質的・存在論的アプローチが必要なのである。

本稿では（とくに男性が）二次元の女性キャラクターを欲望する事例に焦点を当ててきた。しかし対人性愛中心主義批判やヒューマノジェンダリズム批判は、たとえば女性が女性キャラクターを愛好する営みや、あるいは男性キャラクターを愛好する営みにとっても重要なものである。

たとえば「男性向けポルノコミックを読む女性」のなかには、「男性向けポルノコミックは男性が描く“疑似女性”であるから、自分とは切り離された別のものとして見るので、ファンタジーとして受け止めやすい」という人

もいる（守, 2010, p. 192）。守はこれを単に「読み方」の論点として説明しているが、むしろ存在論的に、読者の女性とポルノコミックの“疑似女性”が同じ女性ではない、という状況が生じていると捉えられる。それに対して、対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムは、こうした状況や、こうした表現を欲望する女性を理解不能にしてしまうものである。

同じことは二次元の男性キャラクターを愛好する営みにも言える。たとえば、いわゆる「オレ様キャラ」的なキャラクターを愛好している人々は、「オレ様」的な支配的態度をとる生身の男性を好んだり肯定したりするわけではない。にもかかわらず、二次元と三次元の違いを無意味なものとしてしまうと、あたかもこうした人々が現実でも支配的な男性を好んでいるかのような認識をもたらしかねない。とりわけ「オレ様キャラ」を愛好する人に女性が多いことを考えれば、こうした誤認を避けることはフェミニズム的にも重要である（廖&松浦, 2024）。

さらにBLを単純に「ゲイ男性」の表象とみなす議論においても、対人性愛を前提とする発想が無批判に温存・助長されてきたと考えられる。東園子が指摘しているように、「やおい」は「無機物の間にカップリングを設定する遊び」と「地続き」のものでもあるが（東, 2015, p. 208）、このことが真剣に扱われてきたとは言い難い。BLを「ゲイ男性」に関する「表象の横奪」と捉える発想自体が、対人性愛中心主義とヒューマノジェンダリズムをあらかじめ前提としていないか、批判的検討が必要である。とりわけBLへの非難がトランスフォビアと結びついている状況（e.g. 金, 2019; Aburime, 2024）を鑑みれば、生身の人間によってジェンダーやセクシュアリティを基礎づける考え方の問題は、BL研究においても喫緊の課題だと言える<sup>18</sup>。

最後に本稿の議論は、たとえばドールやロボットとの性愛のような、二次元以外の非対人性愛にも関わるかもしれない。本稿で論じてきたように、ジェンダーやセクシュアリティをかたくなに人間の身体へと結びつけ、そして人間の身体によって基礎づけようとする力学が存在する。今後はこの力学にこそ批判を向けていかなければならない。

---

<sup>18</sup> 対人性愛中心主義やヒューマノジェンダリズムの問題提起がBL論にもたらす示唆については、松浦（2025）を参照。

## References

- Aburime, S. (2024). The influence of transphobia, homonationalism and anti-Asian prejudice: Anti-BL attitudes in English-speaking fandoms. *East Asian Journal of Popular Culture*. online first (2). [https://doi.org/10.1386/eapc\\_00119\\_1](https://doi.org/10.1386/eapc_00119_1)
- Barad, K. (2023). 『宇宙の途上で出会う：量子物理学からみる物質と意味のもつれ』(水田博子・南菜緒子・南晃訳). 京都：人文書院. (Original work published 2007).
- Brake, E. (2019). 『最小の結婚：結婚をめぐる法と道徳』(久保田裕之監訳). 東京：白澤社. (Original work published 2012).
- Butler, J. (1999). 『ジェンダー・トラブル：フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子訳). 東京：青土社. (Original work published 1990).
- Bredikhina, L. (2021). Virtual Theatrics and the Ideal VTuber Bishōjo. *REPLAYING JAPAN*, 3, 21–32.
- Eaton, A. W. (2012). What's Wrong with the Female Nude? A Feminist Perspective on Art and Pornography. In *Art and Pornography: Philosophical Essays* (pp. 277–308). Oxford University Press.
- Gupta, K. (2015). Compulsory Sexuality: Evaluating an Emerging Concept. *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 41(1), 131–154.
- Halberstam, J. (2024). 『失敗のクィアアート：反乱するアニメーション』(藤本一勇訳). 東京：岩波書店. (Original work published 2011).
- Karhulahti, V. M., & Välisalo, T. (2021, January 12). *Fictosexuality, Fictoromance, and Fictophilia: A Qualitative Study of Love and Desire for Fictional Characters*. *Frontiers in Psychology*; Frontiers Media S.A. <https://doi.org/10.3389/FPSYG.2020.575427/FULL>
- Lennon, E., & Mistler, B. J. (2014). Cisgenderism. *TSQ: Transgender Studies Quarterly*, 1(1–2), 63–64.
- MacKinnon, C. (1996). *Only Words*. Harvard University Press.
- Miles, E. (2020). Porn as practice, porn as access: pornography consumption and a 'third sexual orientation' in Japan. *Porn Studies*, 7(3), 269–278.
- Preciado, P. B. (2022). 『カウンターセックス宣言』(藤本一勇訳). 東京：法政大学出版局. (Original work published 2018).
- Serano, J. (2021). *Autogynephilia and Anti-Transgender Activism*. Medium. <https://juliaserano.medium.com/autogynephilia-and-anti-trans-activism-23c0c6ad7e9d>
- Serano, J. (2023). 『ウィッピング・ガール：トランスの女性はなぜ叩かれるのか』(矢部文訳). 東京：サウザンブックス社. (Original work published 2007).
- Silvio, T. (2019). *Puppets, Gods, and Brands: Theorizing the Age of Animation from Taiwan*. University of Hawai'i Press.
- Stock, K. (2021). *Material Girls: Why Reality Matters for Feminism*. Fleet.
- Terry, J. (2010). Loving objects. *Trans-Humanities Journal*, 2(1), 33–75.
- 廖希文. (2024). 〈紙性戀處境及其悖論：情動、想像、賦生關係〉劉定綱・李衣雲編《故事與另外的世界：台灣ACG研究學會年會論文集1》奇異果文創事業有限公司, 169-210.
- 東園子. (2015). 『宝塚・やおい、愛の読み替え——女性とポピュラーカルチャーの社会学』新曜社.

- 藤高和輝. (2024a). 『ノット・ライク・デイス——トランスジェンダーと身体哲学』以文社.
- 藤高和輝. (2024b). 『バトラー入門』筑摩書房.
- 金孝眞. (2019). 「フェミニズムの時代、BLの意味を問い直す——二〇一〇年代韓国のインターネットにおける脱BL言説をめぐる」ジェームズ・ウェルカー編『BLが開く扉——変容するアジアのセクシュアリティとジェンダー』青土社, 47-75.
- 小宮友根. (2019). 「表象はなぜフェミニズムの問題になるのか」『世界』(920): 228-36.
- 李美淑. (2023). 「炎上する「萌えキャラ」／「美少女キャラ」を考える」李美淑・小島慶子・治部れんげ・白河桃子・田中東子・浜田敦子・林香里・山本恵子, 『いいね！ボタンを押す前に——ジェンダーから見るネット空間とメディア』亜紀書房, 94-125.
- 廖希文, & 松浦優. (2024). 「増補 フィクトセクシュアル宣言——台湾における〈アニメーション〉のクィア政治」『人間科学共生社会学』(13): 1-37.
- 松浦優. (2021a). 「二次元的性的表現による「現実性愛」の相対化の可能性——現実の他者へ性的に惹かれない「オタク」「腐女子」の語りを事例として」『新社会学研究』(5): 116-136.
- 松浦優. (2021b). 「日常生活の自明性によるクレーム申し立ての「予めの排除／抹消」——「性的指向」概念に適合しないセクシュアリティの語られ方に注目して」『現代の社会病理』(36): 67-83.
- 松浦優. (2022). 「メタファーとしての美少女——アニメーション的な誤配によるジェンダー・トラブル」『現代思想』50(11): 63-75.
- 松浦優. (2024). 「エンコーディング／デコーディング論の脱-人間中心化——物質的な誤配のメディア理論」『年報カルチュラル・スタディーズ』12: 173-195.
- 松浦優. (2025). 「BL的想像力をめぐって(第5回)——対人性愛中心主義を問い直す」『SFマガジン』66(1): 319-325.
- 守如子. (2010). 『女はポルノを読む——女性の性欲とフェミニズム』青弓社.
- 森田成也. (2012). 「ポルノグラフィと性被害」ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』加除出版, 201-216.
- 難波優輝. (2020). 「キャラクターの画像のわるさはなぜ語りたいか——画像のふたつの意味と行為の解釈」『フィルカル』5(2): 82-107.
- 西條玲奈. (2019). 「人工物がジェンダーをもつとはどのようなことなのか」『立命館大学人文科学研究所紀要』120: 199-216.
- 鈴木英仁. (2023). 「性的モノ化とはなにか、(不正だとして)なぜ不正なのか」『フィルカル』8(3): 202-219.
- 上野千鶴子. (2018). 『女ざらい——ニッポンのミソジニー』朝日新聞出版.

Abstract

## **From the “Moe-Image Issue” to the “Human-oriented Sexualism Issue”: Considering the Connection Between the Erasure of Nijigen Sexuality and Discrimination Against Transgender People**

Yuu Matsuura

In recent years, feminist and queer research and activism have examined fictosexuality, which is the sexual attraction to fictional characters. It has been noted that “Nijigensexuality,” or attraction to two-dimensional (*nijigen*) characters, is different from “human-oriented sexuality,” or attraction to real people. This paper explains the structural issues that exclude nijigen-sexuality and shows that this exclusion is rooted in the same structure as transgender discrimination.

Previous studies have argued that “human-oriented sexualism” is part of what Butler calls “literalizing fantasy.” However, the assumption that the term “women” in reference to nijigen “women” characters must necessarily have the same meaning as “women” when referring to human women has been criticized as “problematic gender essentialism,” but this criticism has not been detailed.

This paper introduces the concept of “humanogenderism,” defined as the idea that legitimate gender is instantiated or materialized by humans as a biological species. This concept modeled after cisgenderism, refers to anthropocentric gender binarism.

By equating nijigen characters with “literal” human beings, both human-oriented sexualism and humanogenderism facilitate the reproduction of sexual desire for (three-dimensional) humans through nijigen sexual creations, erasing nijigensexuality. In other words, the oppression of women and the erasure of nijigensexuality originate from the same structural framework. However, this issue has been largely overlooked, even within mainstream feminism.

Furthermore, this oversight is linked to instances of transgender discrimination carried out under the banner of feminism. This paper examines these dynamics through an analysis of the so-called “moe-image” criticism.

**Keywords:**

representationalism, posthumanist performativity, human-oriented sexualism, humanogenderism, queer theory

## 2023年度ジェンダー・セクシュアリティ研究 レインボー賞受賞論文について

オリビエ・アムール＝マヤール

(2023年度選考委員長)

クリストファー・ボンディ

(推薦コメント)

生駒夏美

(推薦コメント)

「ジェンダー・セクシュアリティ研究レインボー賞」は、ジェンダー研究センターの設立に尽力され、2014年にご退官された田中かず子教授により創設されました。賞の目的は、本学に提出された学士・修士または博士学位論文の中で、優れたジェンダー・セクシュアリティ関連研究を表彰し、そしてジェンダー・セクシュアリティ研究の一層の発展を期待するものです。2023年度は、優秀な論文が複数推薦され、ズヤーリッチまりやさんの学士論文「同性間パートナーシップにおいて生じる課題感及びそれらを解決しうる制度の検討 日本国内のパートナーシップ宣誓制度に関する質的調査研究を通して」と、中村桃子さんの学士論文「『ポリアモリー』概念における人種主義と植民地主義——モノガミー制度上でのポリガミーの排除に着目して」とに決定しました。

ズヤーリッチさんの論文は、日本全国にわたる調査を基に、いわゆる「パートナーシップ制度」における同性カップルの経験と見解に主に焦点を当てています。この論文は、多様な地域を対象とした綿密な調査研究であり、異性愛規範が結婚に対する理解や受容に及ぼす影響を浮き彫りにしています。日本全国の同性カップル40組以上へのインタビューをまとめたこの論文では、回答者の声が紹介されています。回答者の中には、国家による結婚の承認を求めている人もいれば、現代社会における結婚制度自体に問題があると考えている人もいます。パートナーシップ制度の承認に直接影響を受ける人々、結婚の平等を求める人々、制度全体を拒絶する人々の声が、共感を持って紹介されており、2023年のレイン

ボー賞にふさわしい一冊です。

中村さんの受賞論文は、米国社会で、近接した概念にもかかわらず、ポリアモリーが称揚される一方でポリガミーが批判される現状を丁寧に分析し、米国社会のポリアモリー概念が植民地主義や人種差別の歴史を考慮していない点を批判的かつ独創的に考察している点が評価されました。著者は米国のポリアモリーの分析にあたって、洗練されたフェミニスト理論やクィア理論を用い、性の政治について考察を加えており、2023年度のレインボー賞授賞に相応しいと判断されました。

# The Rainbow Award for Gender and Sexuality Studies in AY 2023

**Olivier AMMOUR-MAYEUR**

(AY2023 Selection Committee Chair)

**Christopher BONDY**

(Recommender's Comments)

**Natsumi IKOMA**

(Recommender's Comments)

The Rainbow Award for Gender and Sexuality Studies was established by Professor Kazuko Tanaka, who founded the Center for Gender Studies (CGS). The award's purpose is to recognize outstanding gender and sexuality-related research in B.A., M.A., or Ph.D. dissertations submitted to the ICU and encourage further development of gender and sexuality studies. Several outstanding papers were nominated for the academic year 2022, from which, Marija Zjalic's senior thesis, "Hardships of Same-sex Partnership and The Examination of Effective Social Systems Based on Qualitative Sociological Research about the Partnership System in Japan", and Toko Nakamura's senior thesis, "Racism and Colonialism in the Concept of "Polyamory": Focusing on the Exclusion of Polygamy in the Monogamous System" were selected.

Marija Zjalic's thesis is based on research across Japan, focuses primarily on the experiences and perspectives of same sex couples on the so-called "partnership system." The thesis is a deeply researched, multi-site project that highlights the effects of heteronormativity on understanding and accepting of marriage for all. Based on a collection of over 40 interviews with same sex couples across Japan, the author illuminates the voices of respondents, some of whom are seeking marriage recognition by the state, while others see marriage itself as a problematic system within contemporary society. The voices

of people directly affected by partnership system recognition, those calling for marriage equality, and those who reject the system as a whole are presented in an empathetic manner and as such, I highly recommend for the 2023 Rainbow Award.

Nakamura Toko's thesis offers a nuanced and original discussion on why in the United States "polyamoly" is applauded and "polygamy" is criticized, despite the closeness of these concepts, thus critically argues that "polyamory" in the US sustains itself without questioning its history of colonialism and racism. The thesis demonstrates the author's sophisticated knowledge of feminist/queer theories and critical engagements in sexual politics considering the practice and discourse of "polyamory" in the US and is considered highly worthy of the Rainbow Award for AY2023.

# 「ポリアモリー」概念における人種主義と植民地主義 ——モノガミー制度上でのポリガミーの排除に着目 して

中村桃子

「ポリアモリー」とは「複数の愛」を意味する、1990年代に米国で生み出された造語であり、一般に同意の上で複数の人と恋愛・性愛関係を結ぶ実践を指す言葉として知られている。本稿では、ポリアモリーが米国で支持を広げつつあるにも関わらず、一夫多妻制や、一妻多夫制のような「複婚」を意味するポリガミーが周縁化されるという対照的な状況を踏まえ、「ポリアモリー」概念を人種主義と植民地主義の観点から批判的に考察することを試みた。特に、ポリアモリーの「倫理的」な側面に注目し、そこで重視される個人の主体性の尊重や自由といった、しばしば普遍的とされる価値観が、人種主義や植民地主義、ヘテロノーマティヴィティを内包する「一夫一妻制」としてのモノガミーの優越を担保するために動員されていることを歴史的な文脈から論証し、「倫理的」なノンモノガミーとしてのポリアモリーは、モノガミーの構造上の特権性をおびやかさない形で構築されていることを検証した。

まず、第1章では、ポリアモリーがモノガミー制度に対抗する1960年代の性解放の文化であるノンモノガミー（一対一の婚姻関係に縛られない恋愛・性愛関係）を起源に、その後1980年代の保守派のバックラッシュを受けて「倫理的」なノンモノガミーとして再構築されるなかで大衆化していった、米国にて発達した恋愛・性愛関係のあり方であることを示した。つまり、関係するすべての当事者を尊重した上で行う、制度上のモノガマスな婚姻制度にとらわれない「自由」な恋愛・性愛実践としてポリアモリーは提示されている。しかし、ポリアモリーの「倫理性」は、関係性へのコミットメントや関係性の長期的な持続などの保守的な家族観を取り込むことでも担保されており、また浮気やスウィング、ポリガミーといった他のノンモノガミー実践と区別される形でポリアモリーが定義されているような、ポリアモリーの排他的で保守的な側面も示した。

第2章では私的領域における個人の自由を重視するゆえに、すでに法的に周縁

化されているにも関わらず、法的な包摂に対して消極的なポリアモリー・コミュニティの傾向に焦点を当てた。そして、この法的承認に対する忌避感は伝統的なモノガミー結婚に取り込まれることに対する嫌悪感から生じており、モノガミーの特権性自体を解体することを意識していないことを論じた。

続く第3章では「ポリアモリー」が大衆化する一方で、「ポリガミー」が依然として全米で犯罪化されているという状況を起点に、ポリアモリーはポリガミーを人種化して排除してきたモノガミーの植民地主義、西洋（白人）中心主義に迎合していると論じた。ここで、ポリアモリーの倫理性を担保する、私的領域における個人の選択の「自由」がまさにホモナショナル、ホモノーマティヴな言説においても運用されていることを示し、ここで強調される個人の選択の「自由」が、個人のポジショナリティや特権性と不可分な関係にあるにも関わらず、その差異を無視した形で提示されることが問題だと論じた。そして第4章では、以上の議論を踏まえて、ドラマ『カンパセーションズ・ウィズ・フレンズ』における恋愛表象が倫理的な「ポリアモリー」か、倫理的でない「不倫/浮気」か、という形で倫理性をめぐる議論されている点を検証した。

よって本稿では、「ポリアモリー」は「一対一のカップル規範」に抗っているとしても、西洋近代に人種主義と植民地主義、そして異性愛規範に基づき特権的に構築されたモノガミー制度を、脱歴史化して前提においた上で、そのモノガミー制度のもと維持される「倫理観」に基づいてその正当性を主張するという点で、モノガミー制度と、それが支持する人種主義や植民地主義、異性愛規範に取り込まれていることを明らかにするものである。なお、本研究は主に米国の動向を対象にしており、日本のポリアモリー・アクティヴィズムはまた異なる様相であると考えられる。

# **Racism and Colonialism in the Concept of “Polyamory”: Focusing on the Exclusion of Polygamy in the Monogamous System**

**Toko NAKAMURA**

“Polyamory,” meaning “plural love,” is a term coined in the 1990s in the US and is known to refer to the practice of having consensual sexual or romantic relationships with two or more people at the same time. This paper aims to critically evaluate the concept of “polyamory” from racism and colonialism, considering the contrasting situation where polygamy, including polygyny and polyandry, is marginalized, even though polyamory is gaining increasing support in the US. Specifically, it focuses on the “ethical” aspects of polyamory, arguing from the historical context that the so-called universal moral values of respect for individual agency and freedom are mobilized to ensure the superiority of monogamy, which has racialized and marginalized polygamy, and that polyamory, or “ethical” non-monogamy, has been constructed in a way that does not threaten the structural privileges of monogamy.

Firstly, Chapter 1 suggests polyamory has its origins in sexual liberation in the 60s that opposed the monogamy system, was later reconstructed as “ethical” non-monogamy in the wake of the conservative backlash in the 80s, and then, gained popularity in the US. Here, polyamory is presented as a “free” love and sexual practice that respects all parties involved and is not bound by the monogamous institution of marriage. However, the concept of polyamory has conservative and exclusive aspects: the “ethicality” of polyamory is ensured by incorporating conservative views of the family, such as commitment to the relationship and the stability of the relationship, and polyamory is defined in a way that distinguishes it from other non-monogamous practices such as cheating, swinging and polygamy.

Chapter 2 focuses on the tendency of polyamory communities to be reluctant to legal inclusion, even though they are already legally marginalized, due to their emphasis on individual freedom in the private sphere. It is argued that this aversion to legal recognition stems from an unwillingness to be incorporated into traditional monogamous marriages, and that they do not intend to dismantle privileged monogamy itself.

In the following Chapter 3, the concept of polyamory is critically analyzed that it panders colonialism, racism, and Western centrism of monogamy, by reviewing the situation where polyamory is becoming popular in the US, while polygamy is still criminalized across the country. Furthermore, the “freedom” of individual choice in the private sphere, which ensures the ethicality of polyamory, is operationalized in homonational and mononormative discourses, and thus it implies polyamory contributes to the reproduction of a heteronormative and mononormative society. The “freedom” of individual choice emphasized here is problematic because it is inseparable from individual positionality and privilege, yet is presented in a way that ignores these differences. In light of above discussion, Chapter 4 examined the debate over the “ethicality” of romantic/sexual representation in the drama *Conversations With Friends*.

In overall, this study clarifies that the ethical non-monogamy practice of “polyamory” dehistoricizes and presupposes the monogamy system that was privileged and constructed in the modern West, based on racism, colonialism and heterosexist norms; then polyamory claims its legitimacy on the basis of the “ethics” maintained under that monogamy system. Although, it should be noted that this study is mainly concerned with situations in the US, and polyamory activism in Japan is considered to be of a different aspect.

# 同性間パートナーシップにおいて生じる課題感及びそれらを解決しうる制度の検討 ——日本国内のパートナーシップ宣誓制度に関する質的調査研究を通して

ズャーリッチまりや

本稿は同性間パートナーシップに対する制度保障について論ずる。現在、婚姻制度に準じる形で二者間の関係性を承認する「パートナーシップ制度」の導入が世界各地で進み、2023年2月時点で34の国・地域で同性婚が制度化されている。日本でも2015年の渋谷区での導入からパートナーシップ宣誓制度が広がり、導入自治体は255、制度利用者は4,000組を超える。2019年には「結婚の自由をすべての人に」訴訟が開始され、札幌地裁で違憲、東京地裁で違憲状態との判決が出た。このように制度保障の議論が活発化する一方で、婚姻制度を利用できるのは未だ戸籍上異性のカップルに限られ、同性間パートナーシップに対する法的保障は存在しない。そこで本研究は、戸籍上同性のカップル（以下、同性カップル）へのインタビューを通じて同性間パートナーシップの制度保障をめぐる当事者の課題感とニーズを明らかにし、それらを解決する可能性について各制度の検討を行う。考察に先立ち、パートナーシップ宣誓制度を導入している全国5都市（札幌市・大阪市・広島市・福岡市・東京都）を中心に36組の同性カップル、4組の異性カップル、現在パートナーがいないLGB当事者4名を対象にインタビュー調査を実施した。

同調査を踏まえ、本論の前半では同性カップルが抱える課題感について考察する。ここでは、(1) 法的保障に関する課題、(2) 社会的承認に関する課題、(3) 「結婚規範」から外れることによる課題、(4) インターセクシュナリティにより生じる課題の4項目について論じる。(1)より、同性カップルは婚姻制度を利用できないため、法律婚により付与される権利義務や民間サービスの優遇にアクセスできない。(4)においても同様に、子を産み育てる場合には生殖医療や共同親権、パートナーが外国籍である場合には配偶者ビザの獲得に制限が伴う。(2)においては同

性カップルの存在が想定されず差別・偏見を被りやすいため、関係性の説明や自己受容において困難が生じている。(3)においては、結婚規範からの阻害が同性カップルの精神的負担や消極的選択の要因となっている。

本論の後半では各制度に関する検討を行う。パートナーシップ宣誓制度は制度利用により法律婚に準ずる措置が受けられる事例や社会的承認の促進に寄与するなど実利的な効果が見られ、同性カップルの存在を可視化する機能も果たしている。一方で法的効力はほぼなく、制度の効力が周囲の理解度に依存するなど効果は限定的である。法的保障の欠如を補う目的で同性カップルが利用する養子縁組や公正証書については、法的なパートナー関係を保障するものではなく法的効力も絶対的ではないため、パートナーシップに対する制度保障としては十分でない。婚姻制度は法的保障と社会的承認の双方において効力を発揮し、同性カップル当事者の課題感解決に大きく寄与すると期待される。ただし婚姻制度自体について当事者間でも多様な議論があり、婚姻制度によって全ての課題が解決されるとは言い難い。また、いずれの制度利用もカミングアウトを伴うため、セクシュアリティの公表により不利益を被る社会状況においては、性的指向を公表していない当事者はいずれの制度保障からも周縁化されうる。

本研究の限界として、都市部在住者を対象としたため地方在住者の状況が反映されていない点、インタビュー調査という特性からクローゼットの当事者にアプローチできていない点が挙げられる。また制度の検討は現行制度の内容を基準としており、本稿の考察は既存の枠組みを超えるものではない。それらを踏まえた上で、現在の日本国内における同性カップルの実情を反映し、現行制度の検討を行ったことには意義があると考えられる。

# **Hardships of Same-sex Partnership and The Examination of Effective Social Systems: Based on Qualitative Sociological Research about the Partnership System in Japan**

**Marija ZJALIC**

There is currently no legal framework to protect same-sex partnerships in Japan. Since 2015, the Partnership System has been implemented by over 250 local governments across the country, affirming the relationships of same-sex couples as equal to those of married couples. Despite this progress, same-sex couples continue to face significant hardships due to the absence of a comprehensive institutional security system. The objective of this study is to reveal the hardships faced by same-sex couples in Japan and to examine how the Partnership System, along with other legal systems, can contribute to overcoming those difficulties.

The research employs sociological qualitative methods, utilizing semi-structured interviews. Interviewees include 36 same-sex couples, 4 opposite-sex couples, and 4 singles residing in Hokkaido, Tokyo, Osaka, Hiroshima, Fukuoka, and other areas.

The study uncovers four main challenges faced by same-sex couples, arising from marginalization by the heteronormative society and the marriage system. Regarding legal guarantees, the inability to utilize the marriage system deprives same-sex couples of various benefits and privileges, such as inheritance provisions, tax deductions for a spouse, and the legal status of partners-in-law, which allows for rights and obligations in living together. Secondly, from a social perspective, the regulation of marriage segregates same-sex couples from opposite-sex couples, hindering their acceptance and recognition as legitimate relationships. This lack of proper social understanding

and acceptance not only compels same-sex couples to navigate the challenges of disclosing their relationships to strangers, but also contributes to an identity crisis. Furthermore, the marriage norm places pressure on homosexual individuals to conform to social expectations of marriage, despite being unable to marry or disclose their sexuality. Intersectionality further complicates the issues caused by the lack of legal protection. For instance, same-sex couples with children are unable to gain joint custody. Likewise, individuals with foreign partners face visa-related obstacles, as their partners are ineligible for spouse visas.

Although it lacks legal guarantees, the Partnership System enables same-sex couples to be recognized and treated as legitimate partners by public institutions and their employers. Additionally, the system allows them to update their relationship status on the certificate of residence from “housemate” to “relative,” granting them a degree of official recognition. In promoting societal approval, it plays a role in fostering a more inclusive environment. Furthermore, the system contributes to the process of self-acceptance, allowing same-sex couples to experience a sense of commitment and recognition akin to marriage. Moreover, as a ripple effect of the Partnership System, it sheds light on the existence of same-sex couples within the country, sparking debates on marriage equality. However, the Japanese Partnership System remains inadequate as an institutional security system for same-sex relationships. It lacks the legal framework and comprehensive approval associated with marriage. Moreover, given that many sexual minority individuals in Japanese society remain closeted, it can be challenging for them to benefit from the Partnership System, as it requires them to disclose their sexual orientation in the application and utilization process.

Some same-sex couples employ other strategies to address the lack of legal protections for their relationships. For instance, they establish a legal parent-child relationship to gain family-in-law status. To address inheritance-related issues, they utilize notarized documents to confirm inheritance. Moreover, they

invest significant effort into building and maintaining positive relationships with those around them to compensate for the absence of legal safeguards. Still, same-sex couples continue to live in precarious conditions.

The marriage system provides married couples with rights and obligations. Marriage equality would contribute to the enhanced societal acceptance of same-sex partnerships. It also has positive effects on intersectionality, such as providing joint custody and spouse visas, thus offering stability in their legal circumstances. Additionally, the recognition of marriage equality would stimulate discussions on diversity while demonstrating Japan's inclusive attitude. However, not all same-sex couples embrace the Japanese marriage system without criticism, as it raises several controversial issues.



追悼

## ベヴァリー・F. M. カレン教授を偲んで



ベヴァリー・F. M. カレン教授が10月14日に逝去されましたことを、深い悲しみと共にここにお知らせします。カレン教授は愛すべき同僚であり、尊敬すべき教育者であり、国際基督教大学（ICU）ジェンダー研究センター（CGS）にとってかけがえのない所員でいらっしゃいました。

2013年にICUに着任以来、カレン教授は本学の教育・研究に、また啓発的な企画・プログラムに献身され、その発展に尽力されました。カレン教授は本ジャーナルの編集委員であり、2020年から2024年まで編集委員長を務められました。

多様性、ジェンダー平等、LGBTQ+の権利の擁護に情熱を注ぎ、あらゆる人を肯定し受け入れるふるまいと、CGSの活動への揺るぎない参加を通して、カレン教授は数多の人々にインスピレーションを与えられました。ご専門の翻訳理

論、言語とジェンダーの分野では、洞察に満ちたご貢献により、消えることのない足跡を残されました。

大学教授としての役割を越えて、ベヴァリーの温かい人柄、ユーモア、共感、学生を導くことへの献身は誰もが知るどころでした。彼女の研究室のドアは常に開かれ、周囲の人々の才能と熱意を育てることに多くの時間を投じました。病床に伏してからもオンラインで授業とオフィスアワーを続け、CGSのすべての会議に出席されました。すべての学生と同僚の持つ力を信じ、その夢の実現を助けるために惜しみなく働かれました。彼女のリーダーシップとビジョンを失ったことは、学生、同僚、そして大学コミュニティ全体の大きな損失であります。カレン教授は大切な友人であり、献身的な家族であり、活動的なコミュニティの一員でした。彼女のやさしさ、笑い、人生にそそぐ熱意は、多くの人の心の琴線に触れるものでした。

ベヴァリー・F. M. カレン教授は学問的貢献のみならず、その活力あふれる精神と、彼女を知るすべての人と分かち合った愛ゆえに、いつまでも私たちの記憶の中に生き続けるでしょう。彼女の残したインスピレーション、共感、揺るぎない献身は、私たちの遺産としていつまでも在り続けるでしょう。

## A Eulogy to Professor Beverley F. M. Curran



It is with profound sadness that we announce the passing of Professor Beverley F. M. Curran, a beloved colleague, esteemed educator and invaluable member of the Center for Gender Studies, International Christian University, who departed this life on 14 October.

Having been a steering committee member of CGS since she came to ICU in 2013, Professor Curran dedicated her time to enrichment of our educational and research activities, awareness campaigns and programs. She served on the Editorial Board of this journal and was the Chief Editor between 2020 and 2024.

A passionate advocate for diversity, gender equity, and LGBTQ+ rights, she inspired countless individuals through her positive and inclusive attitude and unwavering commitment to the activities of the CGS. Her areas of expertise included translation theory and language and gender, where she left an

indelible mark with her insightful contributions.

Beyond her role as a professor, Beverley was known for her warmth, humour, compassion, and dedication to mentoring students. Her door was always open, and she took the time to nurture the talents and aspirations of those around her. Even after she had fallen ill, she kept offering her courses and office hours online and participated in every CGS meeting. She believed in the potential of every student and colleague, and worked tirelessly to help them realise their dreams. Her leadership and vision will be greatly missed by her students, colleagues and the wider university community. Professor Curran was a cherished friend, a devoted family member, and an active member of her community. Her kindness, laughter, and zest for life touched the hearts of many.

Professor Beverley F. M. Curran will be remembered not only for her academic contributions but also for her vibrant spirit and the love she shared with all who knew her. She leaves behind a legacy of inspiration, compassion, and unwavering dedication.

イベント報告

## 特例法の行方：

# トランスの性別承認をめぐるパラダイムシフト

コーディネーター：小西優実

(CGS 研究所助手)

本シンポジウムは、2023年10月25日に最高裁判所大法廷によって下された性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（以下、特例法）に関する違憲決定を踏まえ、特例法、ないし性別承認法の行方とはいかなるべきものであるかを考察する学際的なシンポジウムである。本イベントの原案が出来上がったのは、2023年の11月のことである。私はこの年の10月に研究所助手として着任したのだが、折しも着任時点で特例法に関する最高裁判所の弁論が開かれており、何らかの裁定がなされるような雰囲気があった。そして実際に、10月12日に静岡家庭裁判所浜松支部で生殖腺不能要件を無効と裁定した上での性別変更許可、10月25日に同要件に対する最高裁判所による違憲無効決定がなされたことで、長年の課題であった特例法や、それに基づく制度に一つの楔が打ち込まれたという感触をもたらしたものであった。

同時にこの出来事は多くの疑問や懸念、不安をもたらすものであった（そしておそらく、同様の問題関心は私だけでなく、少なくないトランスの人々や、関連するコミュニティの人々、トランスに関するイシューに関心がある人々が持っていたであろう）。少なくとも私が当時感じていた疑問は以下のような問題である：なぜ2023年というこのタイミングでの決定だったのだろうか；これから性別承認法、ひいては法的性別はどのように改められ、どのような枠組みのもとで運用されていく、あるいはされるべきなのか；そして英国・北米圏を中心としたトランスの人々に対する激しいバックラッシュが可視化されている中でこの出来事はどのように理解され、受容され、問題視され、意味づけられていくのか。これらの問いはアカデミアのみならず現在の実社会、とりわけトランスの人々の生存において広く重要な意味を持つアクチュアルな問いであることは明白であ

り、これらの問いをベースにすることで、イベントの構想は瞬く間に膨らんでいった。

シンポジウムの企画にあたって重要なのは講演者の選定であるが、上記の問いをもとに考えると、依頼を行う登壇者の方々の方向性は自然に決まったように思う。特例法に関わる訴訟にトランスの人々の立場から関わった法実務家である大山知康氏、性別承認法のみならず法律上の性別を専門とする民法の研究者である石嶋舞氏、特例法を含む「性同一性障害体制」がもたらした医療-法的秩序についての研究者である山田秀頌氏からなる三者の講演、そして『トランスジェンダーと性別変更：これまでとこれから』をはじめ、トランスの生存に関連する社会問題についての研究・アクティビズムに携わられている高井ゆと里氏のコメントによるディスカッションと、法学やアカデミアといった狭い領域に限定されない、充実したシンポジウムとして企画することができた。

本シンポジウムは2024年7月6日（土）に、国際会議室にて実施した。実施に当たっては対面に加え、オンラインでの参加も可能なように調整した。オペレーションが複雑になる点、質問などを通じて差別的なコメントが来る可能性がある点といった懸念もあったが、それを覚悟の上でこのような参加形態を取ったのは、ひとえに、アカデミアのみならず、この問題に関心のあるさまざまな人々への情報アクセスを可能な限り提供したいという思いからであった。

当日は、企画趣旨の後、まずは各登壇者の方々に40分ほどのご講演をいただいた。第一セッションでは、「特例法要件を解体する——最高裁判所違憲無効決定について」と題して、弁護士である大山知康氏より特例法および2019年の最高裁小法廷決定、2019年以降の法学的・社会的変化と2023年の最高裁大法廷の違憲決定までの流れ、そして最高裁決定後の課題についてご説明いただいた。講演の概要を示すと、以下の通りであった：

特例法は、第2条に「性同一性障害者」の定義、そして第3条に性別の取り扱ひの変更の審判が可能となるための5つの要件を定めているが、それぞれの条項は種々の極めて厳しい要請を課している。2019年および2023年の決定では、3条の生殖腺不能要件および外生殖器近似要件が問題となった。特例法は当該要件により、結果的に個人に手術を要請するという、21世紀において類を見ない法律であった。そのため、20年後は本件規定はなくなっていると推察はされたが、少

しでも早めることに寄与できればという思いで、依頼人とともにその撤廃を目指して申立を行った。これらの要件の問題性については、最も直感的と思われる、「意思に反した身体への侵襲を受けない権利」という観点から争われた。下級審では、立法裁量として一蹴されたが、2019年の小法廷決定においては、立法の裁量の範囲内として退けず違憲審査自体は行われ、当該条項の間接的な自由制約の側面と、それに伴う違憲の疑義が提起された。しかし、「総合的に較量」された結果「現時点では」合憲という形で、判断の内実についてははっきり示されなかった。

2019年の最高裁決定以降、国内の法学領域ないし国外からの違憲性の指摘が相次ぐほか、社会全体や国会においても、理解増進法を中心に議論が活性化した。特に理解増進法の成立と、その内容の不十分さは、立法府の限界を司法に認識させたと思われる。こうした背景の中、2023年決定は大法廷で審議され、(生殖腺不能要件の) 違憲決定に至った。本決定が2019年決定とはっきりと異なる点は、憲法13条は自己の意思に反して身体の侵襲を受けない自由を保障しているが、特例法の生殖腺不能要件はこの自由を制約すると明言したことである。この前提条件の差異に加えて、社会的な諸事情の変化により制約の必要性は低減したとされたことによって、当該要件は性自認に従った取り扱いを受けるという「重要な法的利益」を放棄するかどうかの過酷な二者択一を迫る、という結論を導き出した。

本決定からは多くの学ぶことがある一方、課題をも浮き彫りにしている。特例法3条4号要件の失効は、「社会を混乱させる」という杞憂を裁判所が否定した点で画期的であり、他の要件や制度にも影響を及ぼす可能性がある。また、判例変更には国内の法的変化だけでなく、WHO声明や欧州人権裁判所の判例といった国際的な動向が反映されたことも特徴的である。5年という短期間で判例が変更された点は評価できるが、5号要件の判断が下級審に差し戻された点や、「性自認に従った取り扱いを受ける権利」が人権として明確に位置づけられなかった点は課題である。「意思に反した身体への侵襲を受けない権利」に基づく申立は依頼人の主張を実現するための戦略的判断であったが、依頼人の最大の願いが十分に反映されなかったことには、今後の検討が必要である。

第二セッションでは、「法的性別の変更を定める制度の枠組みについて：医療

モデルと自己決定モデル」と題して、民法学者である石嶋舞氏による、性別承認法の立脚点や法律上の性の意味を踏まえた上での性別承認法のとりうるモデルについて講演いただいた。講演の概要を示すと、以下の通りであった：

性別の法的変更に関する制度の枠組みとして、医療モデル、実生活モデル、自己決定モデルが存在する。医療モデルは性同一性障害の診断や医療介入を基準として法的変更を認める。実生活モデルは既に性別を移行しているという社会的実態を反映する、という理由で法的変更を認める。自己決定モデルは本人の性自認に基づいて変更を認める、というものである。

医療モデルは医療介入を前提に法的性別変更を認めるもので、日本の特例法が採用している枠組みである。特例法は2003年の制定当初、性同一性障害の治療ガイドラインを前提に構築されたが、医療を必要としない人も存在する現実を十分に考慮していない点が課題とされる。また、法的性別変更という重大な利益を得るために家族構成や身体の状態を条件とすることが、私的領域への公権力の介入を正当化してきた点は重く受け止めるべきである。

実生活モデルは、生活実態に基づき法的変更を認める枠組みであり、近年日本の判例においても参照されつつある枠組みである。性自認に比べて可視的な生活実態は、性自認を「一時的かつ恣意的な自己申告」とするような偏見を避ける政治的妥協として導入される場合がある。しかし、このモデルでは生活実態の審査を誰がどのように行うのか、公権力が私生活に介入する可能性などの問題が指摘される。また、法律上の性別が生活実態を担保するための機能を果たすだけでいいのかという根本的な議論も必要である。石嶋氏は、ヨーロッパの難民申請において、申請者が元の土地で生活実態の性別移行ができなかったためにトランスジェンダーとして認められず、申請が却下されたケースを例に挙げ、生活実態を要求する仕様が当事者に不当な負担を強いる懸念を指摘した。

ドイツでは、2024年に成立した自己決定モデルが、本人の性自認に基づき性別変更を認める法として注目されている。この法は医療を含む他者の判断を要さず、身分登録所での手続きのみで変更が可能である。これは、基本法に基づく人格権や性的自己決定権が法的基盤となっている。ドイツ法では、3ヶ月の熟慮期間や変更後1年間の再変更禁止など、慎重さと自由のバランスが考慮されている。日本とドイツでは法制度の前提が異なるため単純な比較は難しいが、法的性別が

何を意味すべきか、またそれが人権上どのように位置づけられるべきかという点は、日本においても今後検討を深めるべき重要な論点であろう。

第三セッションでは、「2000年代ジェンダー・バックラッシュと性同一性障害特例法を再考する：トランス理論の観点から」と題して、トランス理論研究者である山田秀頌氏による、「性・同一性・障害」の語の成り立ちから読み取れる理解モデルを通じた、バックラッシュの問題について講演いただいた。講演の概要を示すと、以下の通りであった：

特例法やトランスの人々に対する現代のバックラッシュを考える上で、2000年代のジェンダー・バックラッシュと特例法の関係は重要である。特例法が「子なし要件」など家族秩序の維持を目的とした要件を含む形で成立に至った理由を、特例法が内包する保守派議員にも容認可能な構造、つまりジェンダー規範からの逸脱を「障害」や「病気」として捉え規律化する構造によって説明し、これを批判する論客がいる。このようなジェンダーと障害という対立の構図は説得的である一方で、「性同一性障害」モデルの本質的な問題を見えにくくしてしまう。

まず、2000年代のジェンダー・バックラッシュでは、「ジェンダー・フリー」概念が争点となった。保守派はこの概念を「中性人間」を生み出すものとして批判し、それに対して主流派フェミニストは、「ジェンダー・フリー」は男女の区別を否定するものではないと反論した。しかし主流派フェミニストの対応は、結果的に「人間の性が、男／女のどちらかに一貫して決定されている」という信念を疑うポテンシャルを持っていたはずの、ジェンダーおよび「ジェンダー・フリー」概念、および反-性別二元論的な実践の可能性を封じ込めた点で問題だった。

他方で保守派は、胎児期のホルモンの影響による脳の性差を根拠に人間の性別を生物学的要因で説明しようとした。保守派、一部の性同一性障害の人々、そして特例法制定に至る「性同一性障害」の理解では、「ジェンダー・アイデンティティ=性同一性」を心理的性別（性自認）の意味ではなく、身体的性別と心理的性別（および社会的性別）の一貫性として捉え、その上で「性同一性障害」は、先天的なエラーにより心理的性別と身体的性別の一貫性がないため苦痛な状態として理解された。このモデルでは、人間は先天的かつ二元的な性別に身体、心理、社会的な意味で一貫して存在する（という意味を持つ）という理解の範疇に

ある。

ジェンダー・バックラッシュと特例法の成立は、「『ジェンダー・アイデンティティ』とは何か」という問いへの対応の仕方という点から密接に関連する。「ジェンダー・アイデンティティ」とは何かを考えるには、(男や女などの)性別化された存在としての「アイデンティティ」すなわち「私が(性別化された存在として)私であること」、もっと言えば人間がある性別であるということはどのような状態なのかを考えなければならない。そして、「人間がある性別であるということはどのような状態なのか」を捉え直すことには、「人間が常に一貫して男/女のどちらかである」という前提を捉え直すことも射程に含まれている(「ジェンダー・フリー」、および「セックスもジェンダーである」という主張は、元々このような含意があった)。しかし保守派と一部の性同一性障害の人々のみならず、当時の主流派フェミニズムも、「人間の性は、男/女のどちらかに一貫して決定されている」という枠組みを想定し、その捉え直しを封じ込めたという点で意見が一致してしまった。

現在、特例法の違憲決定やトランスの人々の権利拡大に伴い、「人間の性は、男/女のどちらかに一貫して決定されている」という信念が崩れることへの不安が再燃している。保守派やジェンダー・クリティカル・フェミニズム、一部のトランスの人々は性自認の承認に反対することで二元的なジェンダーの先天性・自明性を主張している。グローバルな「反ジェンダー」運動の高まりの中で、性自認の否定と二元的なジェンダーの自明性の維持のためのバックラッシュが帰結することは、外見や身体などを基準とした「ジェンダー」に基づく暴力や排除であり、それはトランスの人々のみならず、あらゆる人々にとってのジェンダーの自由を脅かす危険性があるのではないか。

セッション間を含めて合計2回の休憩を挟んだ後、高井ゆと里氏をコーディネーターとして、登壇者間のディスカッションおよびオーディエンスからの質疑応答が行われた。まず、高井氏は、総括として特例法が医療に関わる制度を背景としてできたこと、今も社会の中でトランスの人々が置かれている状況、裁判所の考え方、判断が影響しあっていること、そして社会や医療の変化に応じて法律の意味が変わったり、法律の合憲性が変わったりすることもあるということを確認した。ディスカッションにおいては、トランスの人々の子どもについての裁判所

の現状の認識、性自認に従った法的取り扱いが「重大な利益」であることと人権であることの違い、特例法を通して公権力が私生活に対して介入することの問題性、法律上の性別が何を示すべきか、ドイツ新法の法的承認が定める例外について、男、女の一貫性が崩れてしまうことの不安についてといった、様々なトピックについてコーディネータおよび登壇者の間で活発な議論が交わされた。

質疑応答においても、特例法に関わるさまざまな本質的な問いについて議論が交わされた。内容としては、「実生活基準」の審査が可能なのか、違憲決定に対する一部のトランスの人々の反発が起こる根幹、バックラッシュの勃発と最高裁の判断との関わり、ノンバイナリーの法的承認の可能性、自己決定モデルの採用と非二元的な法的登録の間の連動といったものが含まれた。

これらの議論を通し、高井氏は最後に、性自認に基づく自己決定モデルに近いものを日本社会で作るには、社会が人のアイデンティティ、人権を尊重する状態に変わっていかねばならないということ、またその意味でも、法の実装と社会におけるトランスの人々の生き方は不可分であるということ述べた。

ハイブリッド開催を試みた目論見が功を奏してか、本シンポジウムでは、対面参加だけでは参加が叶わないような様々な地域の方々が参加されていた。参加者も、ICU学生をはじめとした大学生や当事者に加えて、弁護士をはじめとした法実務家、法学者、医療関係者、トランス研究者、トランスに関するアクティビストと多岐にわたり、イベント終了後のアンケートからは、それぞれの立場から学べるがあったという趣旨のご感想を多くいただいた。総合的に見て、特例法に広く関心のある方々が集う大きなイベントとすることができたのではないかと筆者は考えている。本イベントが、特例法に関わる諸問題を多面的に理解する上での足がかりとなることを願っている。

末筆となりますが、夏の酷暑の中わざわざご参加くださった登壇者、コメンテータ、参加者の方々、イベント会場のセットアップにご助力いただいた学生スタッフ、当日のみならず、イベント企画や準備で生じたさまざまな疑問、懸念点についてご助言をくださった研究所助手の岡さん、文さん、そして筆者の初の大学での大型イベントの企画運営に対して、さまざまな点でご助言やフォローをくださった浜崎特任助教に厚く御礼を申し上げます。

Event Report

## **The Future of the GID Act: A Paradigm Shift in Trans People's Gender Recognition**

**Coordinator: Yuumi Konishi**

**(Research Institute Assistant, CGS)**

This symposium was an interdisciplinary event held to reflect on the unconstitutionality decision concerning the Act on Special Cases in Handling Gender Status for Persons with *Seidouitsusei-shogai* (= gender identity disorder) (hereafter, the GID Act) handed down by the Grand Bench of the Supreme Court on 25 October 2023. The aim was to explore the future trajectory of the GID Act and gender recognition legislation. The initial idea for the event took shape in November 2023. At that time, I had just joined the research institute as an assistant in October. Coincidentally, oral arguments regarding the GID Act were underway at the Supreme Court at the time of my appointment to CGS, creating a sense that a ruling was imminent. Indeed, a landmark ruling followed: on 12 October, the Shizuoka Family Court Hamamatsu Branch permitted changing gender marker without meeting the sterilisation requirement, and on 25 October, the Supreme Court invalidated the requirement as unconstitutional. These decisions marked a critical step in addressing longstanding issues surrounding the GID Act and the system it underpins.

At the same time, these rulings sparked numerous questions, concerns, and uncertainties—not only for me but likely for many transgender individuals, communities, and those interested in transgender issues. Among the questions I grappled with were: Why was this decision made at this particular moment in 2023? How should gender recognition laws and the legal concept of gender evolve, and under what frameworks should they be implemented? How should

this ruling be interpreted, received, and problematised amid the intensifying backlash against transgender rights, especially in the UK and North America? These questions are not merely academic but hold profound relevance in the real world, particularly for the survival and dignity of transgender people. Building on these pressing questions, the concept for the event quickly gained momentum.

The selection of speakers was crucial to the symposium's design. Guided by the questions outlined above, the choice of speakers naturally aligned with the symposium's objectives. I was fortunate to secure the participation of three key figures: Tomoyasu Oyama-san, a legal practitioner who represented a transgender individual in the case involving the GID Act; Mai Ishijima-san, a civil law scholar specialising in gender recognition laws and the legal implications of gender; and Hidenobu Yamada-san, a researcher examining the medical-legal order shaped by the *seidouitsusei-shogai* regime, including the GID Act. Additionally, the symposium featured commentary and discussion moderated by Yutori Takai-san, a researcher and activist focused on social issues related to transgender survival, who is also the author of *Toransu-jenda to Seibetsu Henkou: Koremade to Korekara (Transgender and Legal Gender Change: Past and Future)*. The event thus extended beyond the confines of law and academia to engage with a broader audience.

The symposium took place on Saturday, 6 July 2024, in the International Conference Room. Both in-person and online participation were facilitated to maximise accessibility. While this hybrid format posed operational challenges and raised concerns about discriminatory comments during the Q&A sessions, we decided to proceed in this manner to provide access to as wide an audience as possible, including those beyond academia.

The symposium opened with a statement of purpose, followed by 40-minute presentations by each speaker. The first session, titled *Breaking Down the Provisions of the GID Act: From Petition to Unconstitutionality*, featured a presentation by Oyama-san. He provided an overview of the GID Act, the 2019

Supreme Court Petty Bench decision, subsequent legal and social changes, and the 2023 ruling's implications. His presentation outlined the following points:

The GID Act defines 'persons with *Seidouitsusei-shogai*' under Article 2 and stipulates five requirements under Article 3 for the adjudication of gender status changes. These provisions impose various highly stringent conditions. In the 2019 and 2023 rulings, the sterilisation requirement and the external genitalia conformity requirement under Article 3 were the primary points of contention. The GID Act, by imposing such requirements, effectively mandated surgical procedures, rendering it an unparalleled law in the 21st century. While it was speculated that these provisions might be abolished within 20 years, the plaintiffs pursued litigation to accelerate this process, aiming to contribute to its earlier elimination.

The issues with these requirements were contested primarily on the basis of the 'right to be free from unwanted bodily interventions', a concept that is intuitively compelling. While the lower courts dismissed the case, citing legislative discretion, the 2019 Petty Bench decision did not reject it outright as being within the scope of legislative discretion. Instead, the Court conducted a constitutional review, raising concerns over the indirect restrictions on personal freedom posed by the provisions and the accompanying doubts about their constitutionality. However, the Court ultimately deemed the provisions constitutional at that time, stating that the matter had been 'comprehensively weighed', and refrained from providing a definitive rationale for its judgement.

Since the 2019 Supreme Court ruling, there has been an increase in both domestic and international critiques of the GID Act's constitutionality. Concurrently, debates around the Act on Promotion of Public Understanding of Diversity of Sexual Orientation and Gender Identity gained momentum in society and the Diet. The passage of this Act, due to its inadequacies, appears to have highlighted the limitations of the legislative branch, thereby prompting the judiciary to intervene. Against this backdrop, the 2023 ruling by the Grand Bench declared the sterilisation requirement unconstitutional. This ruling

diverged significantly from the 2019 decision, as it explicitly stated that the requirement infringed upon the constitutional right to bodily autonomy as enshrined in Article 13. Additionally, the Court noted that the social circumstances that had justified such restrictions had diminished, concluding that the requirement forced individuals into a harsh binary choice: either relinquishing a fundamental legal interest or complying with invasive medical interventions.

While this landmark decision offers much to learn from, it also highlights ongoing challenges. The invalidation of the fourth requirement under Article 3 of the GID Act was groundbreaking, as the Court dismissed concerns about ‘social confusion’, a justification previously invoked to maintain the requirement. This decision is expected to influence the constitutionality of other provisions and systems under the GID Act. Moreover, the case demonstrated the influence of not only domestic legal developments but also international trends, such as the WHO’s statements and European Court of Human Rights rulings. The fact that the precedent was overturned within five years, an unusually short period, is commendable. However, challenges remain, such as the lower courts’ remand of the fifth requirement and the failure to explicitly establish the ‘right to be treated in accordance with one’s gender identity’, as a fundamental human right. The plaintiff’s claim, grounded in the ‘right to be free from unwanted bodily interventions’, was a strategic legal approach aimed at achieving their goals. Nevertheless, the decision fell short of fully addressing the plaintiff’s ultimate aspirations, warranting further consideration in the future.

The symposium also addressed the second session, *Different Models of Legal Gender Recognition: Medical Intervention and Self-Determination*, presented by Ishijima-san, a civil law scholar, who delivered a lecture examining the foundations of gender recognition laws and the legal significance of gender. Their presentation provided the following insights:

There are three primary frameworks for legal gender change in Japan: the

medical model, the RLE (Real Life Experience) model, and the self-determination model. The medical model allows for legal gender change based on a diagnosis of *Seidoutsusei-shogai* and/or medical intervention. The RLE model permits legal recognition based on the social reality of having already transitioned gender. The self-determination model recognises gender change solely based on an individual's gender identity.

The medical model, which underpins Japan's GID Act, requires medical intervention as a precondition for legal gender change. When the Act was enacted in 2003, it was based on treatment guidelines for *Seidoutsusei-shogai*. However, it did not adequately account for individuals who do not require medical intervention. Furthermore, the Act conditions the significant benefit of legal gender recognition on factors such as family structure and medical condition, thus justifying the intrusion of public authority into private matters. This aspect deserves serious consideration in the further amendments.

The RLE model bases legal recognition on observable lived realities and has been increasingly referenced in recent Japanese case law. Compared to gender identity, the visibility of lived experience may serve as a political compromise, avoiding prejudices that label gender identity as 'temporary and arbitrary self-assertion'. However, the lived experience model raises concerns about who conducts the examination of lived realities and how this process might allow public authorities to intrude into private lives. Additionally, the question of whether legal gender should merely reflect lived realities necessitates deeper exploration. Ishijima-san illustrates how requiring evidence of lived realities can impose unjust burdens on individuals, citing an example from European asylum cases, where applicants were denied recognition as transgender because they had been unable to transition in their countries of origin.

In 2024, Germany introduced a self-determination model, which has drawn significant attention to recognising gender change based solely on an individual's gender identity. This law does not require medical or external

validation, and the process can be completed through registration at a civil registry office. It is founded on the principles of personal dignity and sexual self-determination enshrined in Germany's Basic Law. The German law incorporates safeguards such as a three-month reflection period and a one-year prohibition on reapplication following a change, balancing caution with individual freedom. While the legal frameworks in Japan and Germany are based on different premises, a comparative analysis raises critical questions about the meaning of legal gender and its relationship to human rights. These are essential topics that require further in-depth consideration in Japan.

In the third session, *Rethinking the Gender Backlash in the 2000s and the GID Act: From the Perspective of Trans Theory*, Yamada-san delivered a lecture exploring the issues surrounding backlash through the conceptual framework of '*Seidouitsusei-shogai*'. Their presentation provided the following insights:

They examined the critical relationship between the gender backlash of the 2000s and the GID Act. They noted that the Act was established with requirements such as the 'no child requirement', intended to maintain family order. The coexistence of the backlash and the Act has been critiqued by some commentators, who argue that the Act's enactment by pointing to its structure, which conservatives could accept: a framework that framed deviations from gender norms as 'disorders' or 'illnesses' to regulate them. While this framing is compelling, it obscures the deeper problems inherent in the "*Seidouitsusei-shogai*" model.

The gender backlash of the 2000s centred on the concept of 'gender-free'. Conservatives criticised 'gender-free' as a notion that would create 'genderless humans'. In response, mainstream feminists argued that 'gender-free' sought liberation from rigid gender roles, not the denial of distinctions between men and women. However, the mainstream feminist response was problematic because it effectively suppressed the potential of the 'gender-free' concept and the possibility of anti-binary gender practices to challenge the belief that 'human gender/sex/sexuality is, by default, determined as either male or

female’.

On the other hand, conservatives attempted to explain human gender biologically by citing sex differences in the brain caused by prenatal hormones. Conservatives, some individuals with *Seidouitsusei-shogai*, and the GID Act framed *Seidouitsusei* (= ‘gender identity’) not as the psychological self-awareness of gender/sex but as the consistency between an individual’s self-awareness and their physical sex. *Seidouitsusei-shogai* was thus interpreted not as a disorder of gender identity but as a congenital mismatch between one’s self-awareness and one’s assigned sex at birth, causing significant distress. This model operated under the understanding that human gender is binary-determined innately and consistently across physical, psychological, and social dimensions.

The gender backlash and the enactment of the GID Act are closely tied to how the question ‘What is gender identity?’ is approached. To explore the concept of ‘gender identity’, one must reflect on ‘identity’ as a gendered being (such as male or female)—in other words, ‘what it means for me to be myself as a gendered being’. More fundamentally, one must ask, ‘What does it mean for a human to be a particular gender?’. Thus, this question inherently challenges the assumption that ‘a human is, by default, consistently male or female’ (The concepts of ‘gender-free’ and the assertion that ‘sex is also gender’ originally contained this implication). However, not only conservatives and some individuals with *Seidouitsusei-shogai* but also mainstream feminists of the time shared a consensus in assuming the framework that ‘human sex/gender/sexuality is consistently determined as either male or female’, ultimately suppressing attempts to reconsider this premise.

Today, amidst the Supreme Court’s unconstitutionality ruling and the expanding recognition of trans rights, anxieties surrounding the breakdown of the belief that ‘human sex/gender/sexuality is consistently determined as male or female’ have resurfaced. Conservative factions, gender-critical feminists, and some individuals with *Seidouitsusei-shogai* oppose the recognition

of gender identity and aim to uphold the perceived self-evidence of binary and congenital gender. Within the global rise of anti-gender movements, this backlash against the recognition of gender identity and the reinforcement of binary gender culminates in violence and exclusion based on 'gender', measured through appearance and physical traits. Such developments not only threaten the freedom of trans individuals but pose dangers to the freedom of gender for all people.

After two breaks, including those between the sessions, a discussion among the panellists and a Q&A session with the audience were held, moderated by Takai-san. Takai-san began by summarising key points: that the GID Act was developed against the backdrop of a medical framework; that the societal circumstances surrounding transgender individuals continue to evolve; that judicial interpretations and decisions interact dynamically with these changes; and that the meaning of laws and their constitutionality can shift in response to social and medical developments.

The discussion covered a wide range of topics, including the judiciary's current perspective on the children of transgender individuals, the distinction between recognising gender identity as a 'significant legal interest' versus a human right, the implications of state intervention into private lives via the GID Act, what legal gender should represent, exceptions within Germany's new legal recognition framework, and concerns surrounding the disruption of consistency in male and female categories. These topics were explored in depth through active dialogue between the moderator and the panellists.

During the Q&A session, fundamental questions surrounding the GID Act were discussed. Topics included the feasibility of assessing 'lived experience criteria', the reasons behind opposition to the unconstitutionality ruling among some trans individuals, the relationship between the backlash and the Supreme Court's decision, the potential for legal recognition of non-binary identities, and the interplay between adopting a self-determination model and establishing non-binary legal registrations.

Through these discussions, Takai-san concluded by stating that for Japan to move towards a model closer to a self-determination framework based on gender identity, society must transform into one that respects individual identity and human rights. They also emphasised that the implementation of the law and the lived realities of transgender individuals are inseparable.

The hybrid format of the symposium appears to have been effective, as it attracted participants from various regions who might not have been able to attend in person. The audience included a diverse range of people, such as ICU students and other university students, transgender individuals, legal practitioners, scholars, healthcare professionals, researchers on transgender issues, and activists involved in related causes. Feedback from the post-event survey indicated that attendees found the symposium insightful from their respective perspectives. Overall, I believe that this event successfully brought together individuals with a broad interest in the GID Act.

I hope this event serves as a foundation for a more multifaceted understanding of the various issues related to the GID Act. Lastly, I would like to express my heartfelt gratitude to the speakers, commentators, and participants who attended despite the summer heat, to the student staff who assisted with the venue setup, to my colleagues Oka-san and Chloe-san, who provided valuable advice on the various questions and concerns that arose during the planning and preparation stages, and to Hamasaki-san, Assistant Professor by Special Appointment, who offered guidance and support in many aspects of organising and managing this large-scale university event, my very first of its kind.

## 書評

石原真衣・村上靖彦. (2024). 岩波書店.  
『アイヌがまなざす：痛みの声を聞くととき』

土屋和代・井坂里穂編著. (2024). 東京大学出版会.  
『インターセクショナルリティ：現代世界を織りなす力学』

加藤恵津子

(CGS副センター長、編集委員長)

書評とは通常、一冊の本への批評だ。だが、偶然にもほぼ同じ時期に読んだ二冊が、ジャンルを超えて共鳴しあうことがある。評者の場合、『アイヌがまなざす』(2024年6月13日発行)を読んで、なぜ自分がこれほど衝撃を受けたのか、またその衝撃から何を読み取るべきか——これらを探るにあたり、『インターセクショナルリティ』(同年6月21日発行)が手助けをしてくれた。よって、主に前者を評しつつ、後者も部分的に評することで、それぞれの本が編まれた意義をインターテクスチュアルに浮かび上がらせてみたい。

『アイヌがまなざす』は、先住民人類学(indigenous anthropology)から非・先住民人類学への批判の書であり、さらに本書のもっとも重要な部分は、先住民フェミニズム(indigenous feminism)から非・先住民フェミニズムへの批判であるように筆者には見える。本書で批判されているのは、明治期から今日までの150年以上にわたり、和人(日本人のマジョリティを占める大和民族)が行ってきたあらゆる「アイヌ文化」研究であり、和人が一方的に語ってきたアイヌの人々についてのあらゆる言説であり、かつ、それらの背後にある圧倒的に暴力的な植民地支配である。つまり本書によって、これまで和人に一方的にまなざされる対象だったアイヌが、和人をまなざし返しているのだ。これはポストコロニアルな転換であり、異文化研究のど真ん中に陣取ってきた文化人類学において最も求められるものである。実際、第一著者の石原は、アイヌと琴似屯田兵(会津藩)の出自を持つマルチレイシヤルの文化人類学者であり、日本における先住民フェミニズムの先駆者である。その石原が、現象学者の村上とともに、アイヌの

人権回復のために行動する5人の知り合いをインタビューし、その語りの内容を分析する章（第1、2、4、6、7章）と、知識人のあいだに横たわるレイシズムを理論的に批判する章（第3、5、8章）から成るのが本書である。いっぽうテーマで分けるなら、「第1部 遺骨返還運動とアイヌ近現代史」（第1～3章）、「第2部 インターセクショナリティ」（第4、5章）、「第3部 アイヌと外部を行き来する」（第6～8章）の三部構成となっている。

この中で、ジェンダー・セクシュアリティ研究にもっとも直結するのが「第2部 インターセクショナリティ」の二つの章だ。第4章「アイヌ女性と複合差別」では、70代女性、多原良子さんのライフヒストリーが描かれる。彼女は、和人の女性国会議員からアイヌ女性に向けられたヘイトスピーチと、アイヌの社会運動内部の男女格差の、両方と闘っている。この章が明らかにするのは、マイノリティの中のマイノリティ、アイヌ女性の困難の独自性である。まずアイヌの権利回復運動を主導するアイヌ男性たちにとっては、「アイヌ問題が第一で女性の困難は存在すら見えない」のであり、「女は黙れ」の風潮がある。次に女性運動において、多原さんは「どこに行っても当事者でない」。和人女性とは「全然問題点のレベルが違う」し、運動に参加する在日コリアンや部落出身の女性は「きちんと教育を受けた」人たちである。「小学校行ってない、子守だけさせられた」多原さんは、運動に参加しても「まったくわからなかった」。しかし2008年、自分が複合差別（インターセクショナル）の状況にあることを知り、「電撃を受けたような感じ」を覚える（以上、pp. 144-151から引用）。アイヌであり女性である個人が自分の状況を理解すること、すなわち「当事者」になること自体が、いかに難しいか。個人の具体的な体験の語りに注目するライフヒストリーの手法だからこそ、浮かび上がった点だろう。

しかし、より理論的・抽象的だが、評者にとってより衝撃が大きかったのは第5章「先住民フェミニズム批評——Ain't I a Woman?/「私」は女ではないの?」である。その冒頭部で石原は言う。「現在において日本人女性のほとんどすべてがレイシストおよびその共犯者であると述べてみたい」（p. 171）。また特に「女性知識人への手紙——日本人の白人性」（第3節）は、知識人を自認する「日本人女性」（評者も含む）に、より鋭く突きつけられた刃である。「『私』はあなたと同じ『女』ではない。この声を発するために、私たちには一〇〇年という年月

が必要だった」(p. 188) という最初の一文。これは石原の祖母や母が、アイヌ女性でありながら「普通の女性と同じ」(p. 189) になろうとし、心身に大きな負担や傷を負ってきたことを示唆する。にも拘らず、日本人女性フェミニストは日本人にしか関心を持ってこなかった。フェミニズムやジェンダー論の教科書には、アイヌを含む被殖民者女性——沖縄や部落や在日——をとりまく植民地主義やレイシズムを取り上げているものはない、と石原は指摘する (p. 190)。確かに、あるとしたら大日本帝国時代の朝鮮半島支配と「従軍慰安婦」の記述であり、それも注かコラムの扱いであると、評者も思う。マジョリティであるということは、ここまで差別に鈍感になれるのかと愕然とする。

しかし同時に気づかされるのは、朝鮮半島出身の女性への、また沖縄の女性への(戦後は日本とアメリカによる二重統治下の)暴力について、なぜマジョリティである本土の日本人女性は知っているのかといえば、それは被害当事者である女性たちからの、命を削るような告発や運動にほとんどすべてを負っているという事実である。これはひいては、アイヌ女性が過去150年超にわたり和人から受けてきた暴力を告発することがいかに困難だったかを物語っている。明治維新の頃、アイヌは、朝鮮王朝や琉球王国のような国家を持たずに暮らしていた。この状態で、和人からの一方的な入植支配を受け、労働力や性の対象として男女とも連れ去られてコタン(集落)が崩壊し、和人の持ち込んだ伝染病や、過酷な土地への強制移住で人口が激減し、またたく間にマイノリティになったアイヌの人々の、まして女性に、なぜ暴力被害を記録・伝承・告発しないのかと言う方が酷ではないか。だが、当事者やその子孫が告発しなければ暴力は存在しない、などという言い訳は通用しない。

石原は第5章の結論として、日本人女性(それは石原自身の一部でもある)に対し、自らの暴力性/共犯性への感性を養い、マイノリティ女性のアライ(ally)となるよう呼びかける。こうすることによってのみ、日本のフェミニズムの中のレイシズムを、少しでも減じていくことができると示唆される。

『アイヌがまなぐず』第2部のタイトルである「インターセクショナルリティ」(交差性)は、本稿のもう一つの書評対象である、土屋・井坂の編著(2024)のタイトルでもある。『インターセクショナルリティ』は、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻が2023年に主催した同名のシンポジウムをもとに編集

されており、収められた十章は、同大学の人文・社会科学の教員がそれぞれの専門からこのテーマに迫った論考である。英文学者のアルヴィ宮本なほ子（第2章）によれば、「インターセクショナリティ」とは、もとは1989年、アメリカのキンバリー・クレンショーが法学の論文で、「黒人女性が従属させられている特殊な状況」を説明し、是正するために提唱した概念である。それは、黒人かつ女性であることが単なる「和」ではなく、累乗的な「二重差別-複合差別」を生み出していることを示したものだ（p. 43）。インターセクション、つまり交差点のイメージは、「別々の方向から来る複数の車に轢かれる歩行者」（同章、p. 45）を想起させる。宮本自身は、交差点でなく、クレンショーの提案するもう一つの比喩である「地下室」を採用しつつ、小説『フランケンシュタイン』に複合差別の凄惨さを見る。この小説では、ヨーロッパ人男性科学者・フランケンシュタイン博士が、怪物（非ヨーロッパ人=非人間の代表）である男性の人造人間をまず作り、次に、その「妻」とすべく女性の人造人間を作ろうとする。だが恐怖の想像に駆られた科学者本人によって、彼女は途中で八つ裂きにされる。彼女の身体が受ける暴力は、同じ科学者が作った男性怪物が生命を得て、実験室を出、出会う人びとに恐怖や嫌悪を与えつつも北極圏にまで旅するのは対照的である。

『インターセクショナリティ』のおかげで、評者が『アイヌがまなざす』をより良く理解できた理由の一つは、「交差性」がただの結節点ではなく、命にかかわる危険なイメージから来ていることを思い出させてくれたことだ。アイヌであることは、差別や暴力を受けたり、希死念慮を持ったりするという点で、命にかかわるほど危険となりうるが、女性であることも同じくらい危険となりうる。実際、石原の文章には死のイメージが漂う。その背後には、命を失った多くの同胞、特に女性の存在を感じさせる。「人種的特権性をもつということは、毎日を殺されるかもしれない恐怖と共に生きるのを免除されていることを意味している」（p. 170）、「死者に操られ…書くたびに私は命をこぼし続け、それゆえにそれぞれのテキストは私にとっての遺書である」（p. 361）。

もう一つ、『インターセクショナリティ』が『アイヌがまなざす』とつながった点は、希望と連帯の持ち方についてである。クィア理論家の清水晶子（第10章）は、一見逆説的だが、「安心をもたらさない」インターセクショナリティをマジョリティが受け入れる重要性を説く。差異や多様性を「安心して享受でき

る」状態とは、マジョリティ側が、マイノリティがもたらすかもしれない危険をコントロールしている状態にすぎないからだ。清水は、クィア・ネーション（90年代にニューヨークで創始されたクィア・アクティビズムの団体）の有名なコール、“We’re here, we’re queer, get use to it”（私たちはここにいて、私たちはクィアだ、それに慣れることだ）を引きながら述べる。「マイノリティはしばしば『私たち [=マジョリティ]』のもたらすその不安と共に生きてきたのであり、ここでクィア・ネーションが呼びかける相手に求めているのは、その不安の一端をそちら側も担ってくれ、ということに他ならない」（pp. 170-180）。

クィア・ネーションだけでなくファースト・ネーション（カナダ英語で「先住民」）もまた、マジョリティにとって「安心できる」存在であることを強要されてきた。和人が安心して享受できる「アイヌ」とは、植民、研究、観光などを通して和人がまなざし、管理してきた、美しく珍しい「アイヌ文化」のことであり、人権や、自然資源の使用権利の回復を要求してくる「アイヌ（アイヌ語で「人間」）」のことではない。日本人女性が安心して享受できる「アイヌ女性」とは、美しくけなげな少数民族の「同じ女性」であり、日本人女性の暴力性や共犯性を問うてくる挑戦者ではない。しかしこうした日本人への、また日本人女性への呼びかけを聞かぬふりをするのは、すでにある差異すら認めないことを意味する。石原の呼びかけもおそらく、「私はあなたとは違う。そう言われて不安だとしても、日本人女性はその不安を担ってほしい。アイヌ女性はずっと、もっと不安だったのだから」ということではないだろうか。石原の「手紙」は、一人でも多くの日本人女性に読まれるべきであり、時間はかかっても、その一人でも多くが返事を書くべきであると思う。この書評も、より長い時間をかけて書くべき返事の、まずは第一歩ある。



## 2024年度CGS活動報告

### 春学期

---

4月5日(金) | 「できることガイド in ICU vol. 3」発行・配布開始

2024年度版改訂責任者：小西優実 (CGS 研究所助手)

編集協力：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

文可依 (CGS 研究所助手)

岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

4月25日(木) | CGS 春の交流会

場所：本館前の芝生

5月24日(土)、25日(日) | Gender and Ethics of Care:  
An Open Lecture and Symposium

基調講演者：Professor Joan Tronto (Professor emerita, University of Minnesota)

主催・共催：SSRI、政治思想学会、CGS

6月3日(月)～6月15日(土) | 第12回「R-weeks」イベント週間

第12回R-weeks企画・運営：

浜崎史菜 (CGS 特任助教)

岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

文可依 (CGS 研究所助手)

小西優実 (CGS 研究所助手)

6/3(月)～7/4(木) | ふわりんパネルとCGSが選んだおすすめ書籍&イベント関連書籍

展示場所：図書館1階

コーディネーター：岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

協力：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

文可依 (CGS 研究所助手)

小西優実 (CGS 研究所助手)

6/5(水) | CGS MASCOTS WORKSHOP—HELP THE CGS FIND ITS MASCOTS

場所：ERB-257

企画・運営：Oliver Ammour-Mayeur (CGS センター長)

6/6 (木) | 第69回ふわカフェ「ジェンダー・セクシュアリティについてのモヤモヤ」

場所：CGS

企画・運営：小西優実 (CGS 研究所助手)

文可依 (CGS 研究所助手)

6/8 (土) | 講演「時を超えて触れ合うこと」

登壇者：安田真由子 (新約学者)

場所：理学館 202

企画・運営：岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

浜崎史菜 (CGS 特任助教)

6/10 (月) | 講演「台湾ホモナショナリズム

——「誇らしい」同性婚と「よいフィア」をめぐる22人の語り」

登壇者：松田英亮

場所：T-229

企画・運営：加藤恵津子 (CGS 副センター長)

\*ANT102「現代人類学の諸問題」授業内での講演

6/13 (木) | ICUと子育てについて話そう

場所：CGS

運営・企画：生駒夏美 (CGS 運営委員)

6/15 (金) | 〈フェミニスト／フィア・クラフトの可能性〉

布パッチ&プラカードのワークショップ

登壇者&ワークショップファシリテーター：宮越里子

Super-KIKI

場所：理学館 202

運営・企画：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

協力：岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

6/29 (土) | 講演「トランスの哲学？」

「[規範的]「知」を問い直す」レクチャーシリーズ第1回目」

登壇者：藤高和輝 (京都産業大学准教授)

場所：Zoom

企画・運営：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

\*本レクチャーシリーズは、JICUFとCGSによる助成金と支援を得た

## 7/6 (土) | シンポジウム

## 『特例法の行方：トランスの性別承認をめぐるパラダイムシフト』

登壇者：大山知康 (弁護士法人ゆずりは代表弁護士)  
 石嶋舞 (ヨハネス・グーテンベルク大学マインツ校客員研究員)  
 山田秀頌 (東京大学大学院総合文化研究科博士課程)  
 高井ゆと里 (群馬大学准教授)

場所：国際会議室

主催：国際基督教大学ジェンダー研究センター (CGS)

企画・運営：小西優実 (CGS 研究所助手)

協力：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

文可依 (CGS 研究所助手)

## 夏休み

## 7/27 (土) | 講演「『ジェンダーのパフォーマティビティ』はどこからきたのか」

## 『規範的「知」を問い直す』レクチャーシリーズ第2回目

登壇者：清水晶子 (東京大学大学院総合文化研究科教授)

場所：Zoom

企画・運営：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

\*本レクチャーシリーズは、JICUFとCGSによる助成金と支援を得た

## 秋学期

## 9/28 (土) | 一般公開シンポジウム「国籍と性による差別への抵抗」

登壇者：生田志織 (難民支援協会渉外チーム政策提言担当)  
 松本真紀子 (国際同性カップル在留資格訴訟を応援する会)  
 パーバラ・ダーリン (パフォーマンス/ビジュアルアーティスト)  
 高谷幸 (東京大学人文社会系研究科教員)  
 堀江有里 (公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員、日本基督教団牧師)

企画・運営：文可依 (CGS 研究所助手)

協力：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

小西優実 (CGS 研究所助手)

アナ・タットン (CGS 研究所助手)

9/21 (土) | 講演「サイバーフェミニズム「から」はじめるフェミニズム」  
[「規範的「知」を問い直す」レクチャーシリーズ第3回目]

登壇者：飯田麻結 (東京大学教養学部教養教育高度化機構 D&I 部門 特任講師)

場所：Zoom

企画・運営：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

\*本レクチャーシリーズは、JICUF と CGS による助成金と支援を得た

9/26 (木) | CGS 公開講座「災害と女性：能登半島、珠洲のケースから」

登壇者：澤野美佳 (地元 NPO 「やまつつじ会」)

場所：SH-N102

企画・運営：加藤恵津子 (CGS 副センター長)

\*GES094 「災害後の人間・社会・文化」授業内での講演

10/12 (土) | 講演「フェミニスト哲学は規範的／学問分野的か？—フェミニズムの思想  
を批判的に継承するために」[「規範的「知」を問い直す」レクチャーシ  
リーズ第4回目]

登壇者：羽生有希 (共立女子大学ほか非常勤講師、CGS 研究員)

場所：Zoom

企画・運営：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

\*本レクチャーシリーズは、JICUF と CGS による助成金と支援を得た

10/17 (木) | CGS 秋の交流会

場所：本館前の芝生

10/24 (木) | 第70回ふわカフェ「ジェンダー・アイデンティティってなんだろう？」

場所：CGS

企画・運営：小西優実 (CGS 研究所助手)

アナ・タットン (CGS 研究所助手)

10/26 (土) | 講演「クィア・ネガティヴィティ、クリップ・ネガティヴィティ：フェミ  
ニスト／クィア障害学の射程」[「規範的「知」を問い直す」レクチャーシ  
リーズ第5回目]

登壇者：井芹真紀子 (東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属 教養教育高度化機構 D&I  
部門特任助教)

場所：Zoom

企画・運営：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

\*本レクチャーシリーズは、JICUFとCGSによる助成金と支援を得た

## 冬学期

### 12/19 (木) | CGS公開講座「性の多様性を尊重するキャンパスをめざして」

登壇者：田中かず子 (元ICU教授、CGS創設者)

場所：SH-S101

企画・運営：加藤恵津子 (CGS副センター長)

高松香奈 (CGS運営委員)

\*GSS101「ジェンダー・セクシュアリティ研究へのアプローチ」授業内での講演

### 1/9 (木) ~ 2/13 (木) | 読書会「怒りと回復の力：クィア／フェミニスト読書会」

対象図書：

1. Stryker, S. (1994). My Words to Victor Frankenstein Above the Village of Chamounix: Performing Transgender Rage, *GLQ*, 1(3), 237-254.  
<https://doi.org/10.1215/10642684-1-3-237>  
スーザン・ストライカー、石川賀之 (NEON BOOK CLUB) 訳「シャモニー村の上のヴィクター・フランケンシュタインへ、私の言葉 トランスジェンダーの怒りをパフォーマンスする」
2. Leonard, Z. (2016). I want a president. In David J. Getsy (Ed.), *Queer*. (p. 114). Whitechapel Gallery and the MIT Press. (Original work published 1992)  
ゾーイ・レナード、浜崎史菜訳「私は大統領がほしい」
3. Crimp, D. (1989). Mourning and Militancy, *October*, 51, 3-18.  
<https://doi.org/10.2307/778889>  
ダグラス・クリンプ、笹田直人訳(1992)「哀悼と戦闘」VATIS (Visual AIDS TOKYO Installation Staff) 編『Cabaret for AIDS: Catalogue』(pp. 64-80). 弘隆社.
4. Lorde, A. (1981). The Uses of Anger. *Women's Studies Quarterly*, 9(3), 7-10.  
<http://www.jstor.org/stable/40003905>  
オードリー・ロード、鈴木赳生訳(2024)「怒りの活用ーレイシズムに応じる女性たちー」『インターセクション』2号, 81-96.

場所：CGS

企画・運営：アナ・タットン (CGS研究所助手)

協力：浜崎史菜 (CGS特任助教)

### 1/23 (木) | CGS公開講座「エイズ危機時代のアメリカの社会と芸術」

登壇者：岡俊一郎 (CGS研究所助手)

場所：SH-E203

企画・運営：浜崎史菜（CGS 特任助教）

\*GSS304「ジェンダー研究特別講義 II」授業内での講演

## 1/28 (火) | CGS制作 教職員啓発ビデオ（ハラスメント編・SOGI編）のリリース

### 教職員啓発ビデオ・ハラスメント編

制作：ICUジェンダー研究センター

ナレーション：園山千里（CGS 運営委員）

制作協力：葛原千景（元CGS 研究所助手）

洪毓謙（元CGS 研究所助手）

岡俊一郎（CGS 研究所助手）

浜崎史菜（CGS 特任助教）

制作統括：生駒夏美（CGS 運営委員）

監修：北仲千里（広島大学）

助成：JICUF

協賛：ICU人権委員会

### 教職員啓発ビデオ・SOGI編

制作：ICUジェンダー研究センター

ナレーション：國仲杏

制作協力：葛原千景（元CGS 研究所助手）

洪毓謙（元CGS 研究所助手）

岡俊一郎（CGS 研究所助手）

浜崎史菜（CGS 特任助教）

制作統括：生駒夏美（CGS 運営委員）

監修：小西優実（CGS 研究所助手）

長島佐恵子（中央大学ダイバーシティセンター）

助成：JICUF

協賛：ICU人権委員会

参考資料：ReBit「LGBTQ子ども・若者調査2022」

関西学院教職員「関学教職員のためのSOGI研修」

関西学院大学人間福祉学部・人間福祉学科の「SOGI（性的指向および性自認）の多様性への配慮・対応に関するガイドライン」

国際人権ひろば No.156「一橋大学アウティング裁判から考える暴露行為の被害の本質」

## 2/11 (火) | CGS公開講座性「差別・性暴力をなくすために教育にできること」

登壇者：太田啓子（弁護士）

場所：SH-S101

企画・運営：加藤恵津子 (CGS副センター長)  
高松香奈 (CGS運営委員)

\*GSS101「ジェンダー・セクシュアリティ研究へのアプローチ」授業内での講演

## 2/11 (火) | 「男性学・男性性研究のこれまでとこれから」

登壇者：周司あきら (作家)

小口藍子 (お茶の水女子大学大学院)

小埜功貴 (東京科学大学大学院)

場所：国際会議室

企画・運営：ICU Men's Studies Society (IMSS)

メンバー：加美山紗里、吉元咲、香曾我部秀俊、三浦英奈、高田心音、坂本亮、今井慧瑛

助成：JICUF

後援：CGS

## 2/14 (金) | 「バレンタインデー」をクィアする (?)

テキスト：Ahmed, S. (2010). *The Promise of Happiness*, Duke University Press

場所：CGS

企画・運営：浜崎史菜 (CGS特任助教)

## 2/18 (月) | CGS公開講座「インターネットとアクティビズム：LGBTコミュニティでの実践」

登壇者：遠藤まめた (一般社団法人にじーず代表)

場所：SH-S101

企画・運営：加藤恵津子 (CGS副センター長)

高松香奈 (CGS運営委員)

\*GSS101「ジェンダー・セクシュアリティ研究へのアプローチ」授業内での講演

## 2/20 (木) | CGS公開講座「美術表現を通して新しい繁殖の方法を模索する」

登壇者：小宮りさ麻吏奈 (アーティスト)

場所：SH-E203

企画・運営：浜崎史菜 (CGS特任助教)

\*GSS304授業内「ジェンダー研究特別講義 II」での講演

## 2/22 (土) | レインボー・リュニオン

場所：アラムナイハウス

運営：浜崎史菜 (CGS特任助教)

岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

アナ・タットン (CGS 研究所助手)

## 2/28 (金) | GSS 卒論発表会

場所：図書館グループ・ラーニング・エリア

運営：浜崎史菜 (CGS 特任助教)

岡俊一郎 (CGS 研究所助手)

文可依 (CGS 研究所助手)

小西優実 (CGS 研究所助手)

アナ・タットン (CGS 研究所助手)

---

CGS公式ウェブサイト「CGS Online」、ツイッター (X) 公式アカウント、Instagram、Facebook では随時、情報を更新しています。また、CGSジャーナル『ジェンダー&セクシュアリティ』も「CGS Online」からダウンロードできます。

---

## AY2024 CGS Activity Report

### Spring Term

---

#### April 5<sup>th</sup> 2024 | Publication and Distribution of “Possibilities Guide in ICU vol. 3” (2024)

Editor in Chief and writer for the AY2024 revised version:

Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

With the editorial help of

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

#### April 5<sup>th</sup> | CGS Spring Gathering

Venue: Lawn area in front of Honkan

#### May 24<sup>th</sup> and 25<sup>th</sup> | Gender and Ethics of Care: An Open Lecture and Symposium

Keynote Speaker: Professor Joan Tronto (Professor emerita, University of Minnesota)

Organiser and Co-organiser: SSRI, Japanese Conference for the Study of Political Thought, CGS

#### June 3<sup>rd</sup> - June 15<sup>th</sup> | The 12<sup>th</sup> Annual R-weeks

The 12<sup>th</sup> R-weeks were planned and organised by

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)

Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

#### June 3<sup>rd</sup> - July 4<sup>th</sup> | The Fuwarin Panel Exhibition and Introduction of the Books related to R-weeks events and Gender and Sexuality Studies

Venue: Library

Coordinator: Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

With the help of

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)  
Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

June 5<sup>th</sup> | CGS MASCOTS WORKSHOP—HELP THE CGS FIND ITS MASCOTS

Venue: ERB- 257

Organiser: Oliver Ammour-Mayeur (Director, CGS)

June 6<sup>th</sup> | The 69<sup>th</sup> Fuwa Café “Fuzziness about Gender and Sexuality Stuffs”

Venue: CGS

Organiser: Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)

June 8<sup>th</sup> | Lecture “Touching Across Time”

Speaker: Mayuko Yasuda (New Testament Scholar)

Venue: Science Hall 202

Organiser: Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

June 10<sup>th</sup> | Lecture “Taiwan Homonationalism:

22 Personal Narratives on “Proud” Same-sex Marriage and “Good Queer””

Speaker: Eisuke Matsuda

Venue: T-229

Organiser: Etsuko Kato (Vice Director, CGS)

\*Part of ANT102 “Critical Issues in Anthropology” class

June 13<sup>th</sup> | Let’s talk about ICU and Parenting

Venue: CGS

Organiser: Natsumi Ikoma (Steering Member, CGS)

June 15<sup>th</sup> | 〈Possibilities of Feminist/Queer Craft〉 Patch and Sign Making Workshop

Speaker & Workshop Facilitator: Satoko Miyakoshi

Super-KIKI

Venue: Science Hall 202

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

With the help of

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

June 29<sup>th</sup> | Lecture «Transgender Philosophy?»

[Questioning the Disciplinary «Knowledge» Lecture Series, no. 1]

Speaker: Fujitaka Kazuki (Associate Professor, Kyoto Sangyo University)

Venue: Zoom

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*The lecture series was made possible with support and funding from the Japan ICU Foundation and CGS.

July 6<sup>th</sup> | Symposium “The Future of the GID Act:

A Paradigm Shift in Trans People’s Gender Recognition”

Speaker:

Tomoyasu Oyama (Yuzuriha LPC, Representative Attorney)

Mai Ishijima (Johannes Gutenberg-Universität Mainz, Visiting Scholar  
(Gastwissenschaftler:in))

Yamada Hidenobu (The University of Tokyo, Graduate School of Arts and Science  
Ph.D Candidate)

Yutori Takai (Gunma University, Associate Professor)

Venue: International Conference Room

Organiser: Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

With the help of

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)

## Summer Break

---

July 27<sup>th</sup> | Lecture “Where did ‘gender performativity’ come from?”

[Questioning the Disciplinary “Knowledge” Lecture Series, no. 2]

Speaker: Shimizu Akiko (Professor, Graduate School of Arts and Sciences, The  
University of Tokyo)

Venue: Zoom

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*The lecture series was made possible with support and funding from the Japan ICU Foundation and CGS.

## Autumn Term

---

### September 28<sup>th</sup> | Symposium “Resisting Discrimination Based on Nationality and Gender & Sexuality”

Speaker:

Ikuta Shiori (External Relations (Advocacy), Japan Association for Refugees)  
Matsumoto Makiko (“Lila’s Life in Tokyo”, a group that supports the lawsuit for the residential status of the same-sex partner)  
Barbara Darling (Performance/Visual artist)  
Takaya Sachi (Associate Professor at the Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo)  
Horie Yuri (Researcher, Kyoto Human Rights Research Institute; Pastor, The United Church of Christ in Japan)

Organiser: Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)

With the help of

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)  
Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)  
Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)  
Anna Tatton (Research Institute Assistant, CGS)

### September 21<sup>st</sup> | Lecture “Where to Begin with Feminism?: Cyberfeminism as a Starting Point” [Questioning the Disciplinary “Knowledge” Lecture Series, no. 3]

Speaker: Iida Mayu (Lecturer by Special Appointment, Division of Diversity and Inclusion, Komaba Organization for Educational Excellence, College of Arts and Sciences, The University of Tokyo)

Venue: Zoom

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*The lecture series was made possible with support and funding from the Japan ICU Foundation and CGS.

### September 26<sup>th</sup> | CGS Open Lecture “Disaster and Women: A Case of Suzu, Noto Peninsula”

Speaker: Mika Sawano (NPO “Yamatsutsuji-kai”)

Venue: SH-N102

Organiser: Etsuko Kato (Vice Director, CGS)

\*Part of GES094 class “Human, Society and Culture in Post-disaster Era”

October 12<sup>th</sup> | Lecture “Is Feminist Philosophy Disciplinary?: Aiming to Critically Inherit Feminist Thought” [Questioning the Disciplinary “Knowledge” Lecture Series, no. 4]

Speaker: Hanyu Yuki (Adjunct Lecturer at Kyoritsu Women’s University and others, CGS Research Fellow)

Venue: Zoom

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*The lecture series was made possible with support and funding from the Japan ICU Foundation and CGS.

October 17<sup>th</sup> | CGS Autumn Gathering

Venue: Lawn area in front of Honkan

October 24<sup>th</sup> | The 70<sup>th</sup> Fuwa Café “What is gender identity anyway?”

Venue: CGS

Organiser: Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

Anna Tatton (Research Institute Assistant, CGS)

October 26<sup>th</sup> | Lecture “Queer Negativity, Crip Negativity: The Trajectories of Feminist/Queer Disability Studies” [Questioning the Disciplinary “Knowledge” Lecture Series, no. 5]

Speaker: Iseri Makiko (Project Assistant Professor, Division of Diversity and Inclusion, Komaba Organization for Educational Excellence, College of Arts and Sciences, The University of Tokyo)

Venue: Zoom

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*The lecture series was made possible with support and funding from the Japan ICU Foundation and CGS.

## Winter Term

---

December 19<sup>th</sup> | CGS Public Lecture “Aiming for a campus that respects the diversity of gender and sexuality”

Speaker: Kazuko Tanaka (Former ICU Professor, Founder of CGS)

Venue: SH-S101

Organisers: Etsuko Kato (Vice Director, CGS)

Kana Takamatsu (Steering Committee Member, CGS)

\*Part of GSS101 "Approaches to Gender and Sexuality Studies" class

January 9<sup>th</sup> – February 13<sup>th</sup> | Reading Group "Rage and Resilience:  
A Queer/Feminist Reading Group"

Texts:

1. Stryker, S. (1994). My Words to Victor Frankenstein Above the Village of Chamounix: Performing Transgender Rage. *GLQ*, 1(3), 237-254.  
<https://doi.org/10.1215/10642684-1-3-237>  
スーザン・ストライカー、石川賀之 (NEON BOOK CLUB) 訳「シャモニー村の上のヴィクター・フランケンシュタインへ、私の言葉 トランスジェンダーの怒りをパフォーミングする」
2. Leonard, Z. (2016). I want a president. In David J. Getsy (Ed.), *Queer*. (p. 114). Whitechapel Gallery and the MIT Press. (Original work published 1992)  
ゾーイ・レナード、浜崎史菜訳「私は大統領がほしい」
3. Crimp, D. (1989). Mourning and Militancy, *October*, 51, 3-18.  
<https://doi.org/10.2307/778889>  
ダグラス・クリンプ、笹田直人訳(1992)「哀悼と戦闘」VATIS (Visual AIDS TOKYO Installation Staff) 編『Cabaret for AIDS: Catalogue』(pp. 64-80). 弘隆社。
4. Lorde, A. (1981). The Uses of Anger. *Women's Studies Quarterly*, 9(3), 7-10.  
<http://www.jstor.org/stable/40003905>  
オードリー・ロード、鈴木昶生訳(2024)「怒りの活用—レイシズムに応じる女性たち—」『インターセクション』2号. 81-96.

Venue: CGS

Organiser: Anna Tatton (Research Institute Assistant, CGS)

With the help of

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

January 23<sup>rd</sup> | CGS Public Lecture "Art and Society in the United States during  
the AIDS crisis"

Speaker: Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Venue: SH-E203

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*Part of GSS304 "Special Topics in Gender Studies II" class

January 28<sup>th</sup> | **Release of CGS Educational Videos for Faculty and Staff members (Chapter of Harassment and Chapter of SOGI)**

Educational Video for Faculty and Staff (Chapter of Harassment)

Produced by ICU Center for Gender Studies

Narration: Claire Ravenscroft

Production Assistants: Chikage Kuzuhara (Former Research Institute Assistant, CGS)

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Yuh-Chain Hung (Former Research Institute Assistant, CGS)

Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Production Manager: Natsumi Ikoma (Steering Committee Member, CGS)

Supervised by Chisato Kitanaka (Hiroshima University)

Supported by JICUF

Approved by ICU Human Rights Committee

**Educational Video for Faculty and Staff (Chapter of SOGI)**

Produced by ICU Center for Gender Studies

Narration: Claire Ravenscroft

Production Assistance: Chikage Kuzuhara, Yuh-chain Hung, Shunichiro Oka,

Fumina Hamasaki

Production Manager: Natsumi Ikoma (Steering Committee Member, CGS)

Supervised by Yumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

Saeko Nagashima (Chuo University Diversity Center)

Supported by JICUF

Approved by ICU Human Rights Committee

Reference Materials: ReBit 'LGBTQ Children and Youth Survey 2022'

Kwansei Gakuin Faculty and Staff 'SOGI Training for Kwansei Gakuin Faculty and Staff'

Kwansei Gakuin University College of Human Welfare's 'Guidelines for Consideration and Response to SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) Diversity'

International Human Rights Plaza No. 156 'Reflecting on the Hitotsubashi University Outing Trial: The Essence of Harm from Disclosure Acts'

February 11<sup>th</sup> | **CGS Public Lecture "What education can do to end gender and sexuality-based discrimination and violence"**

Speaker: Keiko Ota (Lawyer)

Venue: SH-S101

Organisers: Etsuko Kato (Vice Director, CGS)

Kana Takamatsu (Steering Committee Member, CGS)

\*Part of GSS101 "Approaches to Gender and Sexuality Studies" class

### February 11<sup>th</sup> | "Men's Studies/Masculinities Studies: Past and Future"

Speakers: Akira Shuji (Author)

Aiko Oguchi (Graduate School, Ochanomizu University)

Koki Ono (Institute of Science Tokyo)

Venue: International Conference Room

Organizer: ICU Men's Studies Society (IMSS)

Members: Sari Kamiyama, Saki Yoshimoto, Hidetoshi Kosokabe, Ena Miura,

Kokonoe Takada, Ryo Sakamoto, Hyerinn Imai

Funded by JICUF

Supported by CGS

### February 14<sup>th</sup> | Queering "Valentine's Day" (?)

Text: Ahmed, S. (2010). *The Promise of Happiness*, Duke University Press

Venue: CGS

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

### February 18<sup>th</sup> | CGS Public Lecture "Internet and Activism: Practices in LGBT Communities"

Speaker: Mameta Endo (Founder of Niji-zu)

Venue: SH-S101

Organisers: Etsuko Kato (Vice Director, CGS)

Kana Takamatsu (Steering Committee Member, CGS)

\*Part of GSS101 "Approaches to Gender and Sexuality Studies" class

### February 20<sup>th</sup> | CGS Public Lecture "Exploring new methods of reproduction through contemporary art"

Speaker: MARINA LISA KOMIYA (Arter)

Venue: SH-E203

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

\*Part of GSS304 "Special Topics in Gender Studies II" class

February 22<sup>nd</sup> | **Rainbow Reunion**

Venue: Alumni House

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Anna Tatton (Research Institute Assistant, CGS)

February 28<sup>th</sup> | **GSS Thesis Presentation Day**

Venue: Group Learning Area, Library

Organiser: Fumina Hamasaki (Assistant Professor by Special Appointment, CGS)

Shunichiro Oka (Research Institute Assistant, CGS)

Chloe Wen (Research Institute Assistant, CGS)

Yuumi Konishi (Research Institute Assistant, CGS)

Anna Tatton (Research Institute Assistant, CGS)

---

Regular updates may be viewed on CGS Online, the official CGS website, Twitter (X), Instagram, and Facebook. The CGS journals may also be downloaded from the website.

---

## 執筆者紹介 Author Profile

---

松浦優 | 九州大学大学院人間環境学研究院学術協力研究員  
専門：クィアスタディーズ、社会学

Yuu Matsuura | Postdoctoral Researcher, Kyushu University  
Specialization: Queer Studies, Sociology

## 国際基督教大学ジェンダー研究センター (CGS) 所員 Members of the Center for Gender Studies, ICU

2025年3月現在  
as of March, 2025

オリビエ・アムール=マヤール (センター長、運営委員) \*  
Olivier AMMOUR-MAYEUR (Center Director, Steering Committee Member)\*  
Women's Studies, French Literature, Film Theory

新垣修  
Osamu ARAKAKI  
International Law

クリストファー・ボンディ  
Christopher BONDY  
Sociology

ベヴァリー・カレン (運営委員、2024年10月まで) \*  
Beverly F. M. CURRAN (Steering Committee Member, till October 2024) \*  
Interlingual Translation, Cultural Translation, Media Translation, Translation Studies

レベッカ・エクハウス  
Rebekka ECKHAUS  
Bi/multilingualism, Learner Autonomy, Blended Learning

ロバート・エスキルドセン  
Robert ESKILDSEN  
Modern Japanese History

マット・ギラン  
Matthew A. GILLAN  
Music, Ethnomusicology

生駒夏美 (運営委員) \*  
Natsumi IKOMA (Steering Committee Member) \*  
Contemporary English Literature, Representation of the Body in British and Japanese Literature

伊藤亜紀  
Aki ITO  
Storia dell'Arte Italiana, Storia del Costume Italiano

加藤恵津子（副センター長、運営委員）\*

Etsuko KATO (Vice Director, Steering Committee Member) \*

Cultural Anthropology, Mobility Studies

菊池秀明

Hideaki KIKUCHI

The Social History of China in the 17th-19th Centuries

アレン・キム

Allen KIM

Sociology

マーク・W・ランガガー

Mark W. LANGAGER

Education, Comparative and International Education

アンドリア・ロレンツェン

Andria LORENTZEN

English for Liberal Arts

松村朝雄

Tomoo MATSUMURA

Mathematics

峰島知芳（運営委員）

Chika MINEJIMA (Steering Committee Member)

Atmospheric Chemistry, Environmental Dynamic Analysis

森木美恵

Yoshie MORIKI

Cultural Anthropology, Demography

羅一等

Ildeung NA

Sociology

那須敬

Kei NASU

History of Religion, Culture and Politics in Early Modern England

西村幹子

Mikiko NISHIMURA

Sociology of Education, International Cooperation in Educational Development

大森佐和

Sawa OMORI

International Public Policy, International Political Economy

クリストファー・サイモンズ

Christopher E. J. SIMONS

English Literature

アダム・スミス

Adam SMITH

Psychology

園山千里 (運営委員)

SONOYAMA, Senri (Steering Committee Member)

Classical Japanese Literature, Japanese Studies in Poland and Other European Countries

高松香奈 (運営委員) \*

Kana TAKAMATSU (Steering Committee Member) \*

Politics, International Relations

椿田有希子

Yukiko TSUBAKIDA

Japanese History

山本妙子

Taeko YAMAMOTO

European History (French History, Early Modern France, Social History, Urban History, Christianity)

浜崎史菜 (運営委員) \*

Fumina HAMASAKI (Steering Committee Member) \*

Feminist & Queer Theory, Feminist Philosophy, Feminist Art and Literature

\* 編集委員

Editorial Board Members

## ICUジェンダー研究所ジャーナル 『ジェンダー&セクシュアリティ』 第21号投稿規程

2025年3月現在

### 1) ジャーナル概要

『ジェンダー&セクシュアリティ』は、国際基督教大学ジェンダー研究センターが年一回発行するジェンダー・セクシュアリティ研究分野の学術誌である。研究部門では、ジェンダー・セクシュアリティ研究における実証的研究や理論的考察に関する論文（綿密な学術的研究と、独創的な考察から成る、学術界に広く貢献しうる論考）、研究ノート（学術的研究・考察の途上にあって、学術界に広く貢献しうる論考）を掲載する。フィールド部門では、活動家によるケーススタディ、組織・国内・国際レベルにおけるジェンダー関連活動に関するフィールドレポート（様々な領域の専門家、および研究者が、日々の実践の中から現状の側面を報告するもの）を掲載する。書評部門では、ジェンダー・セクシュアリティに関連する近刊書の書評を掲載する。

### 2) 第21号発行日：2026年3月

### 3) 第21号論文投稿締切：2025年7月31日

### 4) 原稿提出先

Eメール：cgs-edit-mygroup@icu.ac.jp

### 5) 応募要綱

#### a) 原稿

- ・本誌に投稿される原稿は、全文あるいは主要部分において未発表であり、他誌へ投稿されていないものとする。
- ・使用言語は日本語または英語に限る。
- ・原稿の様式は、Publication Manual of the American Psychological Association（2020年発行第7版）の様式に従うこと。様式が異なる場合は、内容の如何に関わらず受理しない場合がある。
- ・第一言語でない言語を使用して論文および要旨を執筆する場合は、投稿前に必ずネイティブ・チェックを通すこと。書かれた論文および要旨に文法的な問題が見られるなど不備が目立つ場合は、その理由により不採用になる場合がある。
- ・姓名・所属・専門分野・Eメール・住所・電話は別紙に記載する（姓名・所属・専門分野は、日本語と英語で記載すること）。審査過程における匿名性を守るため、原稿および原稿ファイル名には執筆者が特定できる形で氏名を記載しないこと。
- ・原稿料の支払い、掲載料の徴収は行なわない。

- ・本誌が国際的に発表される学術誌であることを踏まえたうえで原稿を執筆すること。
- ・本規定に沿わない原稿は、改訂を求めて返却されることがある。

#### a-1) 研究部門（研究論文・研究ノート）

- ・研究論文は、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で16,000 – 20,000字、英語の場合は6,500 – 8,500 wordsの長さとする。
- ・研究ノートは、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で12,000字以内、英語で5,000 words以内の長さとする。
- ・タイトルは日本語で最長40字、英語は最長20 wordsとする。簡潔明瞭で、主要なトピックを明示したものであること。
- ・日本語/英語両言語による要旨および5つのキーワードを別紙にて添付する（日本語は800字以内、英語は500 words以内）。
- ・研究論文として投稿されたものに対し、査読の結果などを踏まえ、研究ノートとしての掲載を認める場合がある。その場合の文字数の上限は研究論文に準ずる。

#### a-2) フィールド部門（フィールドレポート）

- ・原稿は、図表、図版、参考文献および注なども含めて日本語で12,000字、英語で5,000 words以内の長さとする。
- ・タイトルは日本語で最長40字、英語は最長20 wordsとする。簡潔明瞭で、主要なトピックを明示したものであること。
- ・日本語/英語両言語による要旨および5つのキーワードを別紙にて添付する（日本語は800字以内、英語は500 words以内）。
- ・研究論文・研究ノートとして投稿されたものに対し、査読の結果などを踏まえ、フィールドレポートとしての掲載を認める場合がある。その場合の文字数の上限は、研究論文・研究ノートに準ずる。

#### b) 図表および図版

- ・図表は別紙で添付し、本文内に取り込まないこと。
- ・図版は直接印刷に耐える画質のものを添付すること。
- ・本文中における図表・図版のおおよその位置を原稿上に示すこと。
- ・画像やイラスト、図表など著作権が著者にはないものについては、署名された掲載使用の許可書を同時に提出すること。

#### c) 提出原稿

- ・原稿は、電子ファイルでEメール (cgs@icu.ac.jp) に添付して提出する。
- ・電子ファイルの保存形式
  - できる限りMicrosoft Word形式（ファイル名.doc、ファイル名.docx）で作成したものを提出すること。
  - Microsoft Word形式でのファイル保存が困難である場合は、Rich Text形式（ファイル名.rtf）、またはプレーンテキスト形式（ファイル名.txt）で保存したものを提出すること。

- 上記以外の形式、特に紙媒体から読み込んだ画像データによる本文及び要旨の提出は認めない。

## 6) 校正

校正用原稿が執筆者に送付された場合、校正のうえ提出期限内に返送すること。その後、文法、句読法などの形式に関する微修正を、編集委員会の権限で行うことがある。

## 7) 審査過程

投稿原稿は編集委員会が指名する審査者によって審査される。審査では独自性、学術性、論旨の明快さ、重要性および主題のジェンダー・セクシュアリティ研究に対する貢献度が考慮される。原稿の改稿が求められる場合、審査意見および編集コメントが執筆者に伝えられる。投稿の受理・不受理の最終判断は編集委員会が下すものとする。

## 8) 著作権

投稿を受理された論文の著作権は、他の取り決めが特別になされない限り、国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会が保有するものとする。自己の論文および資料の複製権および使用権に関して、執筆者に対する制限は一切なされないものとする。

## 9) 原稿の複写

原稿が掲載された執筆者には3冊（執筆者が複数いる場合は5冊まで）の該当誌を贈呈する。なお、それ以上の部数については別途ジェンダー研究センターに注文することができる。

当規定は予告なく改定されることがある。

**The Journal of the Center for Gender Studies, ICU**  
***Gender and Sexuality***  
**Journal Regulations for Vol. 21**

as of March, 2025

**1) Journal Overview**

*Gender and Sexuality* is an academic journal on the study of gender and sexuality, published by the Center for Gender Studies at the International Christian University. The journal's research section shall consist of research papers on empirical investigations, theoretical discussions on gender and sexuality studies <sup>(1)</sup>, and research notes <sup>(2)</sup>. The field section shall feature case studies by activists, and field reports <sup>(3)</sup> concerning gender-related activities at institutional, domestic, and international levels. The final book review section shall contain reviews on upcoming books pertaining to gender and sexuality.

\*<sup>1</sup> Research papers should be based on thorough academic research, contain original and creative viewpoints, and contribute to a wider academic field.

\*<sup>2</sup> Research notes should contain discussions that are still in progress but show their potential to contribute to a wider academic field.

\*<sup>3</sup> Field reports should report on the author's daily practice, focusing on one aspect of the field being studied.

**2) Publication Date of Volume 21: March, 2026**

**3) Manuscript Submission Deadline for Volume 21: July 31, 2025**

**4) E-mail Address for Manuscript Submissions: [cgs-edit-mygroup@icu.ac.jp](mailto:cgs-edit-mygroup@icu.ac.jp)**

**5) Rules for Application**

**a) Manuscripts**

- Manuscripts submitted to this journal must be previously unpublished, in full or in part.
- Only Japanese or English manuscripts shall be accepted.
- Manuscript format must be in accordance with the Publication Manual of the American Psychological Association (7th Edition, 2020). Manuscripts submitted in other formats may be rejected regardless of their contents and their scholarly worth.
- Manuscripts (papers or summaries) that are not in the author's native language must be proofread by a native speaker of that language. Manuscripts with

obvious inadequacies such as grammatical errors shall be rejected.

- The author's name, affiliation, specialization, e-mail address, postal address and telephone number should be written on a separate title page. Name, affiliation and specialization should be indicated in both English and Japanese. To ensure anonymity during the screening process, the author's name should not appear in the text or document file names.
- There shall be no payment involved for manuscripts or for insertion.
- Manuscripts should be written in a style appropriate for an internationally-circulated academic journal.
- Manuscripts that do not conform to these guidelines may be returned with a request for revision.

#### **a-1) Research Section**

- Research papers should be between 16,000 to 20,000 Japanese characters or 6,500 to 8,500 English words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.
- Research notes should be less than 12,000 Japanese characters or 5,000 English words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.
- Titles should be short, simple, and no more than 40 Japanese characters or 20 English words in length. It should also preferably address the main topic.
- Two abstracts, one in English (no more than 500 words) and one in Japanese (no more than 800 Japanese characters), should be attached on separate sheets with a list of five keywords in both English and Japanese.
- A manuscript submitted as a research paper may be accepted as a research note, depending on the results of the referee reading. The length of such manuscripts may conform to the regulations for research papers.

#### **a-2) Field Section**

- Manuscripts should be no longer than 12,000 Japanese characters or 5,000 English words in length, including figures, graphic images, references, and footnotes.
- The title should be short, simple, and no more than 40 Japanese characters or 20 English words in length. It should also preferably address the main topic.
- Two abstracts, one in English (no more than 500 words) and one in Japanese (no more than 800 Japanese characters), should be attached on separate sheets with a list of five keywords in both English and Japanese.
- A manuscript submitted as a research paper or research note may be accepted as a field report, depending on the results of the referee reading. The length of such manuscripts may conform to the regulations for research papers

or research notes.

#### **b) Figures and Graphic Images**

- Figures should be attached on a separate sheet. Do not include them in the text.
- Graphic images should also be attached on a separate sheet, and should be of a quality high enough to resist degradation during printing.
- The approximate position of the figure/image in the document should be indicated.

#### **c) Manuscript Submission**

- Manuscripts should be submitted as an e-mail file attachment to cgs@icu.ac.jp.
- The digital copy should preferably be submitted in MSWord (filename .doc, filename.docx) format. Files may also be submitted in Rich Text format (filename.rtf) or Plain Text format (filename.txt).
- Files in formats other than those listed above or scanned copies of images or text, shall not be accepted.

#### **6) Revisions**

If a manuscript is returned to the author for revision, the manuscript should be revised and sent back by the specified date. Note that slight modifications (grammar, spelling, phrasing) may be carried out at the discretion of the editorial committee.

#### **7) Screening Process**

Submitted manuscripts shall be screened and chosen by reviewers designated by the editorial committee. Factors for selection include originality, scholarlyness, clarity of argument, importance, and the degree of contribution that the manuscript offers for the study of gender and sexuality. In the event that a revision of the manuscript is required, opinions and comments by the editorial committee shall be sent to the author. The final decision for accepting or rejecting an application rests in the hands of the editorial committee.

#### **8) Copyright**

Unless a special prior arrangement has been made, the copyright of an accepted manuscript shall belong to the Editorial Committee of the ICU Center for Gender Studies. No restrictions shall be placed upon the author regarding reproduction rights or usage rights of the author's own manuscript.

### 9) Journal Copies

Three copies of the completed journal (or five in the case of multiple authors) shall be sent to the author of the accepted manuscript. Additional copies may be ordered separately.

Note that these guidelines may be revised without prior notice.

## 編集後記

加藤恵津子（新編集長）

今年度半ばに編集長ベヴァリー・カレン先生が逝去されたことは、私どもにとって大きな悲しみでした。この第20号をお届けするために、カレン先生がご尽力くださったことをあらためて思い起こしております。ご寄稿くださった皆様、査読をお引き受けくださった皆様に心より感謝申し上げます。読者の皆様には、本年度の記事が洞察と示唆に富み、社会におけるジェンダーとセクシュアリティについての理解を深め、楽しんでいただけるものと信じております。また本号の編集・発行に携わったCGSスタッフ、特に岡俊一郎さん、ありがとうございました。

## Postscript from the Editor in Chief

Etsuko KATO

It was our biggest sorrow that Prof. Beverly Curran, our Editor in Chief, passed away in the middle of this academic year. We remember Prof. Curran's great efforts that enabled us to present Volume 20 of *Gender and Sexuality* here. We appreciate those who submitted contributions to the issue, as well as those who provided peer review. We trust that you will find this year's articles insightful, thought-provoking, and that it extend your understanding of gender and sexuality in society. Thank you all those at CGS who have been involved in the editing and publication of this volume, especially Shunichiro Oka.



***Gender and Sexuality* Vol.20**  
**Journal of the Center for Gender Studies, International Christian University**

Printed and Published on March 31, 2025

Editor International Christian University  
Center for Gender Studies Editorial Committee (in alphabetical order: Olivier Ammour-Mayeur, Beverly CURRAN, Natsumi IKOMA, Etsuko KATO, Kana TAKAMATSU), Fumina HAMASAKI (Assistant Professor by Special Appointment, CGS), Yuumi KONISHI (Research Institute Assistant, CGS), Shunichiro OKA (Research Institute Assistant, CGS), Anna TATTON (Research Institute Assistant, CGS)

Publisher Center for Gender Studies  
International Christian University  
ERB 301, 3-10-2 Osawa, Mitaka city, Tokyo 181-8585 JAPAN  
Email: [cgs@icu.ac.jp](mailto:cgs@icu.ac.jp)  
Website: <https://subsite.icu.ac.jp/cgs/>

Printing Hakuhousha Co.,Ltd.

© 2025 by Center for Gender Studies, Japan.  
All rights reserved.

**国際基督教大学ジェンダー研究センタージャーナル**  
**『ジェンダー&セクシュアリティ』第20号**

2025年3月31日印刷・発行

編集 国際基督教大学ジェンダー研究センター編集委員会 (五十音順: オリヴィエ・アムール=マヤール、生駒夏美、加藤恵津子、ベヴァリー・カレン、高松香奈)、アナ・タットン (CGS研究所助手)、岡俊一郎 (CGS研究所助手)、小西優実 (CGS研究所助手)、浜崎史菜 (CGS 特任助教)

発行 国際基督教大学ジェンダー研究センター  
〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2 ERB 301  
Email: [cgs@icu.ac.jp](mailto:cgs@icu.ac.jp)  
Website: <https://subsite.icu.ac.jp/cgs/>

印刷 株式会社 白峰社

著作権は論文執筆者および当研究センターに所属し、著作権法上の例外を除き、許可のない転載はできません。

